

第10回木曽川下流水防災協議会

～河川行政に関する最近の話題～

(1) 水防災関係リンク集	2
(2) 観光客（外国人向け）アプリの紹介	9
(3) 個別避難計画の活躍例と支援策の紹介	11
(4) 要配慮利用施設の避難事例（情報提供依頼）	18
(5) 要配慮者利用施設の避難確保の取り組み	19
(6) 流域治水のさらなる加速化に向けて	22
流域治水施策集、リスクマップの作成推進、ワンコイン浸水センサ実証実験	
地方公共団体が管理する河川などに対する支援（地方債の活用事例）	
(7) 水防の見える化（活動報告）	46
(8) 浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消	47
(9) まるごとまちごとハザードマップの推進	49
(10) マイ・タイムラインの取組・支援	50
(11) IDR4Mの社会実験の実施について	51
(12) 地域連携BCPの取り組みについて紹介	69

水防に役立つ各種ホームページをお知らせします。

- ・ 重ねるハザードマップ : 洪水、土砂災害、高潮、道路防災情報、地形分類を重ねて表示できます。
(1-A) <https://disaportal.gsi.go.jp/> 
- ・ 水害リスクライン : 6時間先の予測水位が確認できます。
(3-A) ※必要に応じて、予測水位が確認出来る「URL」「ID」及び「パスワード」を連絡します。
- ・ 川の防災情報 : 雨の状況、川の水位、浸水の危険性、川の予警報、ライブカメラ画像など、リアルタイムの情報を入手できます。
(3-A) [『https://www.river.go.jp/index』](https://www.river.go.jp/index) 
- ・ 地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ） : 河川が堤防決壊などにより氾濫した際に、いつ、どこが、どのくらいの深さまで浸水するかをアニメーションやグラフで情報を提供しています。
(2-D) [『https://suiboumap.gsi.go.jp/』](https://suiboumap.gsi.go.jp/) 
- ・ 防災ポータル : 7カ国語で各種防災情報を表示します。
(2-B) [『https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/』](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/) 

「重ねるハザードマップ」がユニバーサルデザイン化されました。1/2

- 目の不自由な方でも、音声読み上げソフトを利用することで自宅等の災害リスクを知ることができるように「重ねるハザードマップ」を改良。
- アイコンや地図上をクリックしなくても住所を入力する、または現在地を検索するだけで、その地点の自然災害の危険性が自動的に文章で表示される機能を追加。

【WG会議でのご意見】

- ・ 音声で情報を教えてくれるのは良い
- ・ 各種水害の情報が一度に分かるのは良い
- ・ ユーザーインターフェイスがよくなく使い方が分かりにくい
- ・ 凡例を最初から提示してほしい
- ・ 機能が多すぎて複雑

【トップページ変更内容】

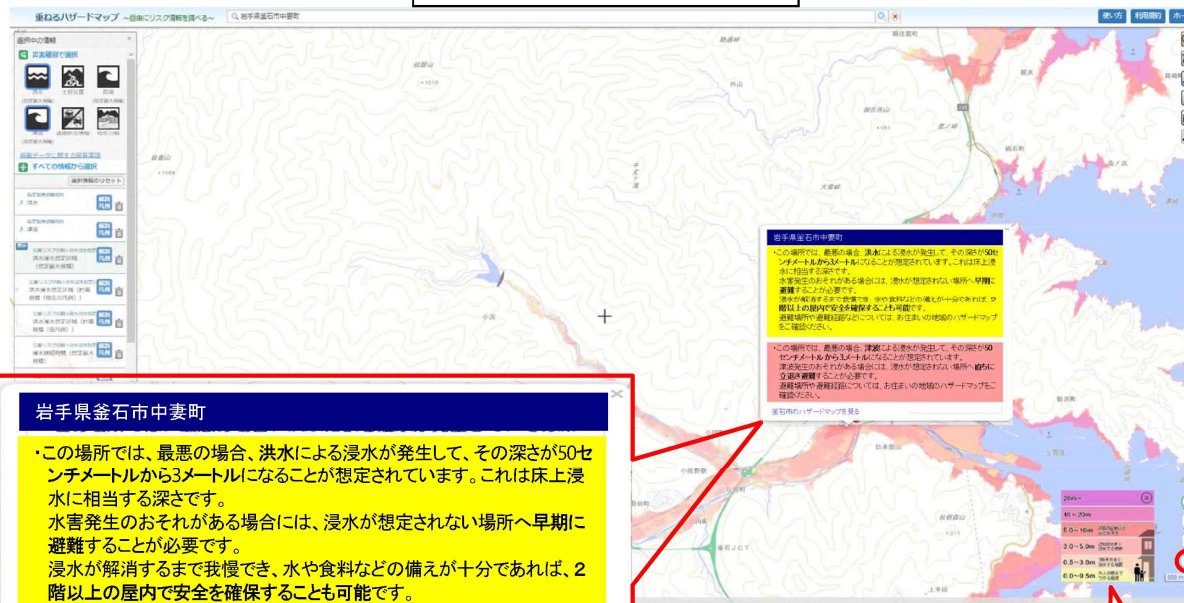
- ・ 読み上げ機能への対応を意識したシンプルな構造
- ・ テキスト情報だけで構成や内容が把握できるよう工夫
- ・ 多くの人に理解できるよう、平易な言葉遣いを使用
- ・ 画像ファイルには代替テキストを表示する



「重ねるハザードマップ」がユニバーサルデザイン化されました。2/2

- 住所を入力後、または現在地を検索後に遷移する地図画面では、その地点の自然災害の危険性の他、浸水深の凡例を自動的に表示。
- 災害時にとるべき行動(立退き避難、屋内安全確保)や危険度のレベルに応じて文字の背景を色分けして表示
- 地図画面上のGPSボタンをクリックすると現在地の自然災害の危険性を表示
- 誰でも使いやすいサイトへの改良を進め、令和5年出水期までの実装を目指す

PC版サイトイメージ



岩手県釜石市中妻町

・この場所では、最悪の場合、洪水による浸水が発生して、その深さが50センチメートルから3メートルになることが想定されています。これは床上浸水に相当する深さです。
水害発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所へ早期に避難することが必要です。
浸水が解消するまで我慢でき、水や食料などの備えが十分であれば、2階以上の屋内で安全を確保することも可能です。
避難場所や避難経路などについては、お住まいの地域のハザードマップをご確認ください。

・この場所では、最悪の場合、津波による浸水が発生して、その深さが50センチメートルから3メートルになることが想定されています。
津波発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所へ直ちに立退き避難することが必要です。
避難場所や避難経路については、お住まいの地域のハザードマップをご確認ください。

釜石市のハザードマップを見る

スマホ版サイトイメージ



釜石市のハザードマップを見る

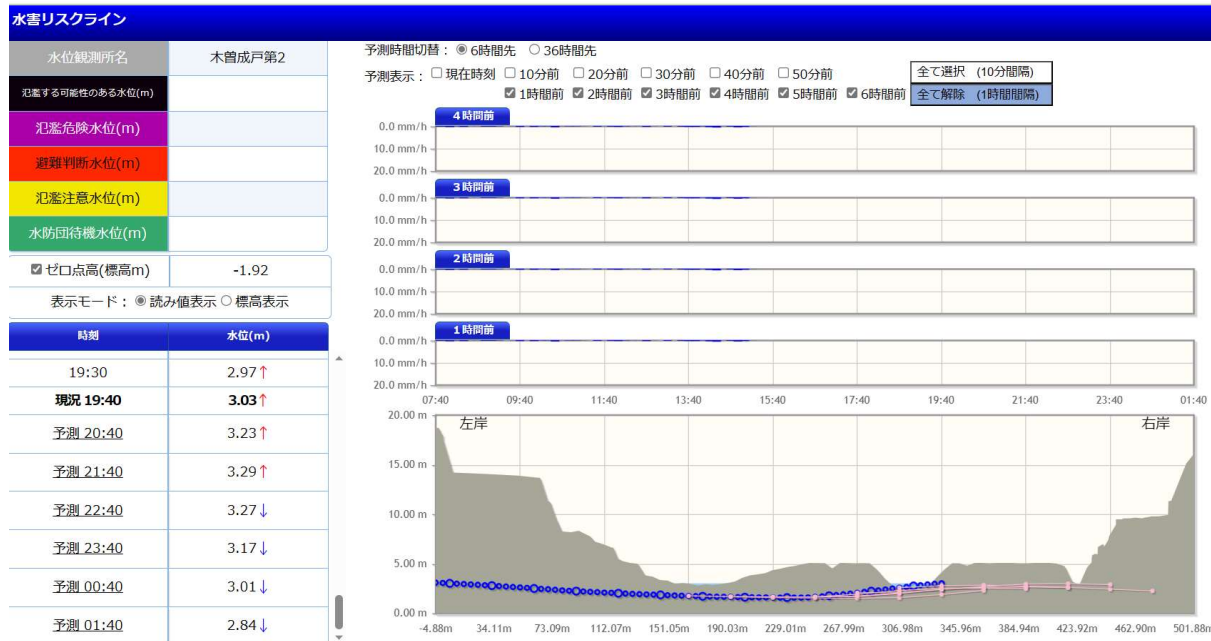
GPSボタンをクリックで
現在地の自然災害の
危険性を表示

浸水深の凡例を
自動で表示

- ・ 災害時にとるべき行動(立退き避難、屋内安全確保)が分かるようコメントを色分けして表示

(1) 水防災関係リンク集 4/7

「水害リスクライン」では、上流から下流まで連続的に洪水の危険度とともに6時間先の予測水位が確認できます。



←6時間先の予測水位
(イメージ)

危険度 洪水の危険度レベル

- 氾濫している可能性 (警戒レベル5相当)
- 氾濫危険水位超過相当 (警戒レベル4相当)
- 避難判断水位超過相当 (警戒レベル3相当)
- 氾濫注意水位超過 (警戒レベル2相当)
- 上記に達していない

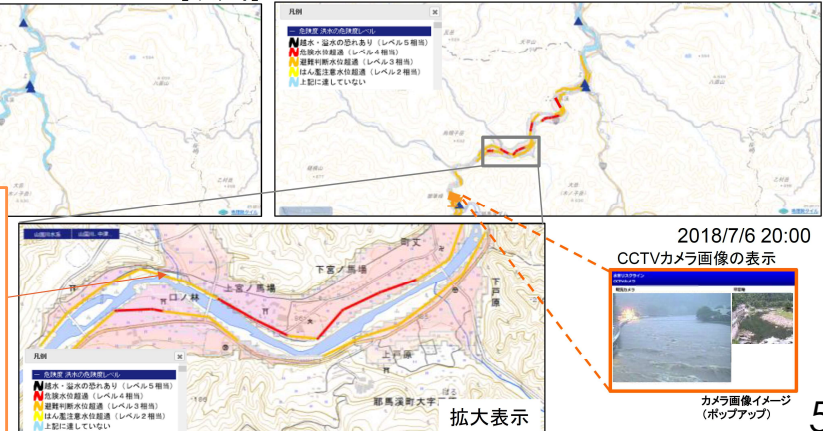
浸水想定区域図の重ね合わせ

- 浸水想定区域図 浸水深
- 20.0m超～
- 10.0m超～20.0m以下
- 5.0m超～10.0m以下
- 3.0m超～5.0m以下
- 0.5m超～3.0m以下
- 0.0m超～0.5m以下

上流から下流までの洪水の危険度
(イメージ) →

【平常時】

【平成30年7月豪雨時(再現)】



「川の防災情報」では、スマートフォンやインターネットで水位情報や河川カメラ画像などをリアルタイムで配信し、いつでも、どこでも避難に必要な情報を入手できる情報を提供します。

■ 川の防災情報

<https://www.river.go.jp/>



被害情報

気象警報・注意報、土砂災害警戒情報

洪水予報、水位到達情報

洪水キキクル (危険度分布)

水害リスクライン (洪水の危険度分布)

レーダ雨量 (XRAIN)

河川カメラ

洪水の危険性が高まっている河川

ダム放流通知

土砂キキクル (危険度分布)

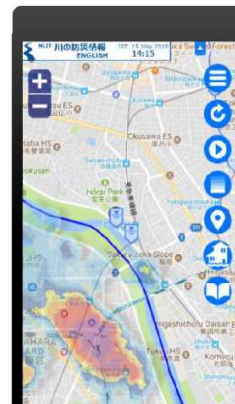
避難情報

様々な河川・気象情報を提供

■ 「川の防災情報」英語版

【試行版】

<https://www.river.go.jp/e/>



身近な「雨の状況」、「川の水位とカメラ画像」、「洪水の危険度」などをリアルタイムで配信

川の水位、カメラ画像、浸水想定など



川の水位や雨の現在の状況がわかる

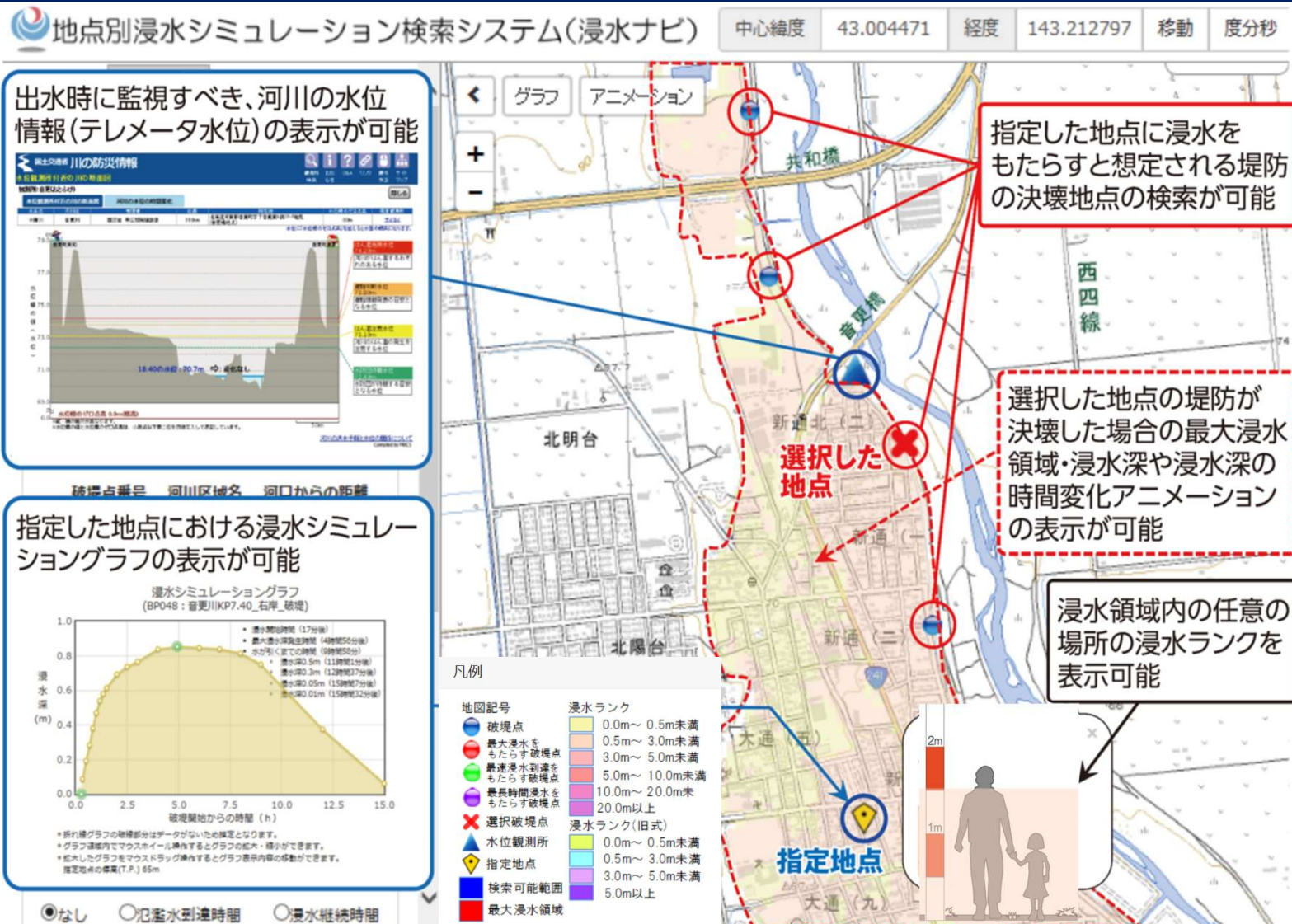
川の水位で現在の氾濫の危険性がわかる

浸水想定で、仮に氾濫したらどのくらい浸水する危険性があるかがわかる

川の水位に応じた洪水予報などの発表情報も見ることができる

いつも持っているスマートフォンで川の防災情報を見ることができる

「浸水ナビ」では、河川が堤防決壊などにより氾濫した際に、いつ、どこが、どれくらいの深さまで浸水するかをアニメーションやグラフで提供しています。



「防災ポータル」では、防災情報307サイトがひとまとめになっているサイトです。
また、7カ国語で各種防災情報を提供します。

「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」 <多言語対応サイトは 151サイト (平成4年8月時点)>

今後も
追加予定!

防災情報307サイトがひとまとめ! 簡単アクセス! 7言語に対応!

(英語、中国語(簡体・繁体)^{かんたい はんたい}、韓国語、タイ語、ベトナム語、ポルトガル語)

Point 豊富なコンテンツ

日頃から知ってほしい情報

- 被害想定
- 身の守り方
- 路線情報
- 私たちの取り組み

旅のお供! お役立ち情報

- 観光情報
- 路線情報

災害時、見てほしい情報

- 被害状況
- 気象状況
- 逃げるための情報
- 交通・物流情報
- 被災者支援情報
- 安否情報
- ライフライン情報
- 地域の情報

Point 対応言語は7言語



Point 様々な災害に対応



(2) 観光客（外国人向け）アプリの紹介（2-B） 1/2

プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」概要①

令和2年3月現在

機能

- ・自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行できるよう、平成26年10月から提供を開始した観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ。
- ・日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。

■対応言語：14か国語15言語

英語・中国語（簡体字/繁体字）・韓国語・日本語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語・クメール語・ビルマ語・モンゴル語

■アプリ利用料：無料

■プッシュ通知される情報

緊急地震速報、津波警報、気象特別警報、噴火速報、熱中症情報、弾道ミサイル発射等の国民保護情報、避難勧告等



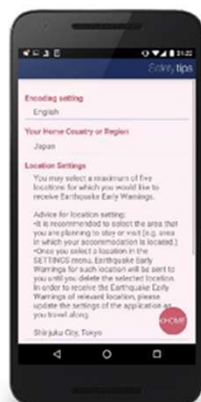
プッシュ通知

とるべき行動

Android:



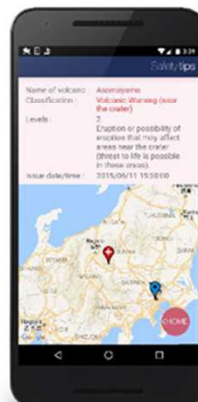
iPhone



言語はアプリ内
設定ボタンで選択可能



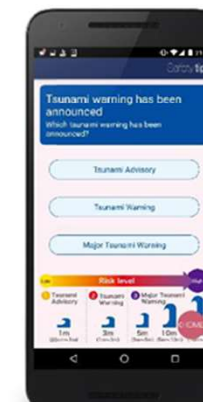
地震発生時の
周辺震度も表示



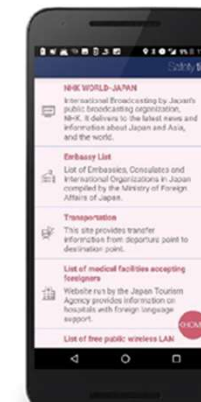
災害発生箇所と
現在地の見える化



災害情報の履歴も表示



対応フローチャート



リンク先

(2) 観光客（外国人向け）アプリの紹介（2-B） 2/2

プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」概要②

令和2年3月現在



個別避難計画づくりにおける地域おこし協力隊の活躍例・支援策＜内閣府＞

個別避難計画の施策概要

…P.1～ P.3

個別避難計画づくりにおける地域おこし協力隊の活躍例

1 地域の個別避難計画づくりの現場で活躍している事例（徳島県美波町）

P.4

個別避難計画に関する支援策一覧

	施 策 名	概要資料	施策概要	担当部署	連絡先	(参考) 関連するウェブサイトのURL等
1	モデル事業の実施 〔令和3年～〕	P14	個別避難計画の作成に取り組む市町村にとって参考となる事例を全国に横展開するもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyo/usei/r4modeljigyo.html
2	わかりやすい手引きの提供〔令和5年1月〕	P16	個別避難計画の作成の取り組む市町村職員や関係者に作成の手順をわかりやすくまとめたもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyo/usei/r4kohou.html
3	ウェブサイトを通じた情報の提供〔令和3年～〕	P17	ウェブサイトを通じて計画作成にあたり留意する事項や手順等を網羅的にまとめた取組指針や事例等の情報を提供するもの	内閣府政策統括官（防災担当） 付参事官（避難生活担当）	03-3501-5191	https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyo/usei/yoshiensha.html



災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

公布日：令和3年5月10日 施行日：令和3年5月20日

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画(※)の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者(65歳以上)が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難(広域避難)させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

○これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※)避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村:約8% 一部の計画の作成が完了している市町村:約59% 未作成:約33%

令和4年1月1日現在

対 象 者 ○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成 ○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記 載 内 容 (氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※)避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注) 個別避難計画情報: 個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等: ①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者

個別避難計画の作成に係る財政措置・支援策等

<作成に係る財政措置・支援策>

(財政措置)

●令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置

- ・優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成に取り組むよう依頼
- ・作成には福祉専門職の参画も想定している。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要すると想定

(支援策)

●作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示

→「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）

※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定）

●優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（内閣府予算事業）

《令和3年度実績》

市町村事業 個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計34団体）注）特別区も市町村事業の対象となる

都道府県事業 管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして

改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業（計18団体）

《令和4年度》

令和4年度においても、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、引き続き、モデル事業を実施。（市町村23団体、都道府県11団体）

●活用の可能性がある既存の補助制度（※）の紹介・周知

※防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

地域の個別避難計画づくりの現場で活躍している事例 (徳島県美波町)

取組内容

(1) 契機

- 毎年の風水害や土砂災害などの自然災害に向き合いながら、南海トラフ地震への備えにも取り組むことが必要であることから、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、徳島県美波町にある西の地町内会を組織母体として「西の地防災きずな会」を組織し、防災を入口として地域づくりのための多様な活動に取り組んできました。
- このような地域主体の取組を、更に一歩前進させるため、同町では、西の地防災きずな会において、住民の絆を深める取組、高齢者の生活支援、防災事業や事前復興まちづくりなどに取り組む隊員を募集しました。

(2) 取組内容等

- 自主防災組織である「西の地防災きずな会」を基盤に、同会が運営する「まったりカフェみなみ」※の営業に参画するとともに、地域活動に参画し顔の見える関係づくり、そして、防災関係の活動として、
 - ・ 子ども防災教室の開催
 - ・ 個別避難計画の作成に向けて、避難行動要支援者のご自宅を訪問して聞き取り調査を実施
 - ・ 広域避難訓練への参画
 - ・ 消防や民生委員の協力を得て要支援者も参加しての津波避難訓練を実施（実施後には個別避難計画作成に向けての振り返りも実施）
 - ・ 防災サンタとして高齢者のご自宅訪問などに取り組む、地域主体の取組のエンジンとしての役割を果たしていただいています。
このような活動により個別避難計画を含めた「西の地」地区の防災対策が前進しています。

※まったりカフェみなみ：自主防災組織「西の地防災きずな会」が運営するコミュニティカフェ。災害時における地域の共助の取組の結節点、そして、災害後のしなやかな復興を目指し、平常時から顔の見える関係づくりに取り組んでいる。



【地域おこし協力隊員が企画した避難訓練のようす】



【個別避難計画作成に向けた話し合いのようす】



【高齢者のご自宅訪問をしているようす】

わかりやすい手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」の提供

- 個別避難計画を、どうやってつくったらよいか、作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きします。
- このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、取組の参考として、お示ししたものです。

目次

(表紙)

計画づくりや避難訓練等の写真

(はじめに)

P.1 個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

(取組手順の例)

P.2 【例1】ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいただく場合

P.4 【例2】自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

P.6 【例3】本人・地域記入の個別避難計画から着手する場合

P.8 【例4】避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいただく場合

(取組のポイント)

P.9 市町村のみなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために

(ひな形)

P.10 個別避難計画のイメージ

(裏表紙)

連絡先や詳細な資料のURL等

この手引きの掲載場所

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyou/sei/r4kohou.html>

自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合 (例2)

知る
学ぶ

自主防災組織や自治会、民生委員など地域の関係者が集まり、住んでいる地域でおくる災害や避難について話し合い、個別避難計画のすることを知る機会を持ちます。

考える

避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を自主防災組織など地域の関係者と一緒にそれぞれの立場から考えてみましょう

様式を
つくる

避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

本人への
説明
など

民生委員など、避難行動要支援者のことをよく知る人と一緒に、災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

みんなで
つくる

自主防災組織や自治会、民生委員、本人や家族、市町村の職員が公民館などに集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

完成

必要なことが書かれていることを確認して完成です。
(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

※裏面(4ページ)は、この手順で取り組むこととした場合など、すこしくわしく知りたくなったときにお読みください。

(個別避難計画のイメージ)

●●町個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。
計画に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。
計画に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。

ふりがな	ばんどう たろう	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	性別	男 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容	聞こえに関して支援していただきたいです	
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234			

避難支援等実施者

避難行動要支援者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。
また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者の関係者について適切な責任や義務を負わせるものではありません。
避難行動要支援者は個人であるが、避難行動要支援者の関係者である場合もあります。

ふりがな	ふくし うめこ	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	できること
氏名又は名称	福祉 梅子	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	☒ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 避難先と一緒に行く ☒ その他 (※具体的に書いてください) メールやFAXで、避難しているかを確認
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		
ふりがな	ぼうさい いちろう	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	できること
氏名又は名称	防災 一郎	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	☐ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☐ 避難先と一緒に行く ☐ その他 (※具体的に書いてください) 避難先と一緒に行く(携帯電話に預けておく)
住所又は居所	●●町字◆◆56番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789		
ふりがな	しかくしかくじちかい	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	できること
氏名又は名称	◆◆自治会	計画開始に避難等された場合は(計画開始)は、避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。	☐ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☒ 避難先と一緒に行く ☐ その他 (※具体的に書いてください)
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		

避難先・避難経路・その他

避難先	避難経路	その他
自宅(※屋内安全確保の場合) ◆◆公民館(※立退き避難の場合)	自宅→町字◆◆号線を通る→◆◆公民館 (避難経路の避難行動要支援者等に連絡することとなります。) (※避難行動要支援者等には避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。) (※避難行動要支援者等には避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。)	玄関先に必要なお茶を入れておく。 避難行動要支援者等には避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。 避難行動要支援者等には避難行動要支援者の関係者に必要な助産や消防や警察等の避難行動要支援者等に連絡することとなります。

災害時の御相談先：●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント (令和3年5月)

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

＜課題・背景＞

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

要配慮利用施設における避難事例がありましたら、情報提供してください。

特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日から大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計(福島県設置)の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

【避難までの経緯】(※施設職員への聞き取りによる)

8/3 23:00

姥堂川の前田橋観測所(危機管理型水計)が危険水位を超過

8/3 23:30

危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、1階の入居者を垂直避難させるよう指示

8/4 00:20

全員の避難を完了

8/4 01:35

敷地内の駐車場で冠水が始まったため、施設の入り口に土のうを設置

8/4 02:30

施設内にも浸水が始まる



(写真:けいわ苑提供)

訓練実施状況



【被害状況】(喜多方市)
人的被害: なし
住家被害: 床上浸水16棟
床下浸水109棟
(福島県被害状況即報第24報より)



(写真:喜多方市提供)

喜多方市阿賀川・日橋川
洪水ハザードマップ

【凡例】

- 10.0m 以上の区域
- 5.0m ~ 10.0m 未満の区域
- 3.0m ~ 5.0m 未満の区域
- 0.5m ~ 3.0m 未満の区域
- 0m ~ 0.5m 未満の区域



【施設長コメント】

「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

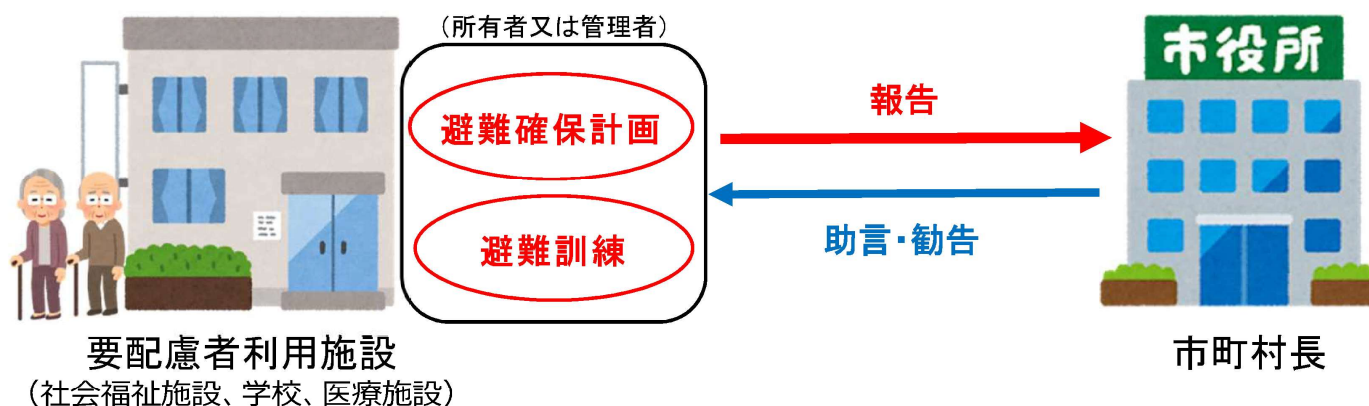
(NHKニュース記事より)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と訓練の実施

【水防法、土砂災害防止法】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告、避難訓練の実施**が義務づけられました。
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告**が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた**市町村が管理者等に対して助言・勧告**する支援制度が創設されました。

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

赤字：義務

(5) 要配慮者利用施設の避難確保の取り組み (1-F) 2/3

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況 (令和4年9月30日時点)

<水防法>

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 116,178
うち 避難確保計画を作成済み	: 99,149

<土砂災害防止法>

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設	: 21,477
うち 避難確保計画を作成済み	: 18,433

水防法関係

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	116,178
うち、避難確保計画を作成した施設の数	99,149
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	40,011※

(※: 令和4年3月31日時点)

土砂災害防止法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	21,477
うち、避難確保計画を作成した施設の数	18,433
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	8,832※

(※: 令和4年3月31日時点)

「災害情報普及支援室」による技術的助言等の支援措置

国水政第30号
平成25年7月11日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について

【中略】

(1) 地方整備局等における相談窓口

平成17年に洪水ハザードマップの普及支援のために全国の地方整備局等の河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」において、今後、洪水ハザードマップの普及支援のみならず、事業所等に対する説明会の開催等による水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動の実施や、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の技術的助言等の支援措置を積極的に実施されたい。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防災減災



流域治水

令和6年3月29日
水管理・国土保全局
都市局
住宅局

令和5年度の流域治水の取組の進展について

～令和6年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～

令和5年度においても流域治水の取組が全国で進展しています。令和6年度からの予算制度の拡充や水災害リスクを自分事化し流域治水の取組主体を増やすための取組等、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

○ 流域治水の取組の進捗

- 一級水系において、指標として見える化した7つの代表的な取組内容が進捗しました。 (別添1)

○ 流域治水に係る予算制度の拡充

- 令和6年度から、浸水や土砂災害の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川、砂防、下水道、まちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充します。 (別添2)

○ 特定都市河川の指定拡大

- 令和5年度には、肱川水系、鳴瀬川水系、高城川水系、石狩川水系、一宮川水系、利根川水系、最上川水系、甲突川水系、新川水系、稲荷川水系及び阿武隈川水系の11水系159河川が特定都市河川に指定され、また、特定都市河川指定等の予定時期を示すロードマップを全国の27水系で公表しました。(別添3)

○ 水災害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やすための取組

- 住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取組の推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめました。この行動計画に基づき、流域治水ロゴマークの決定等の普及施策の取組を進めてきました。今後、更なる水災害リスクの自分事化を図るとともに、流域治水に取り組む主体を増やすための取組を推進していきます。(別添4)

○ 流域治水における河川環境の保全・創出の取組強化

- 今後の河川環境施策を着実に進めていくために、令和6年2月から「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」を開催し、3月に提言(案)を公表しました。(URL : https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/seitai_network/index.html)

○ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進

- 居住誘導区域等における防災まちづくりと連携した砂防関係施設の重点的な整備に向けて、まちづくり連携砂防等事業が新たに逗子市、雲南市、長崎市で開始されました。(別添5)

○ 関係省庁、流域関係者との連携強化

- 令和6年3月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。(URL : <https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html>)
- 令和5年度の出水期において、全国のべ181ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。(URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000221.html)

流域治水の主な取組の進捗

別添1

全国の流域治水プロジェクトの取組が令和5年度も着実に進んでいます。
令和6年度も、引き続き流域関係者との協働により地域の早期の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策



農地・農業用施設の活用

令和4年度末 502市町村
令和5年度末 568市町村

↓
66市町村増加



山地の保水機能向上
および
土砂・流木災害対策

・治山対策等の実施箇所数

令和5年度実施分
1,395箇所 ※1

・砂防関係施設の整備数
令和5年度完成分
206箇所 ※1
(実施中は1,802箇所)



立地適正化計画における
防災指針の作成

令和4年12月末 110市町村
令和5年12月末 218市町村

↓
108市町村増加



避難のためのハザード
情報の整備

・洪水浸水想定区域の指定河川数

令和4年9月末 4,022河川
令和5年9月末 5,413河川

↓
約1,400河川増加

・内水浸水想定区域図の作成団体数 ※2

令和4年9月末 122団体
令和5年9月末 148団体

↓
26団体増加



高齢者等避難の
実効性の確保

・避難確保計画の作成済みの施設数

(洪水)

令和4年9月末 99,149施設
令和5年9月末 106,634施設

↓
約7,500施設増加

(土砂)

令和4年9月末 18,433施設
令和5年9月末 20,361施設

↓
約1,900施設増加

(参考)



戦後最大洪水等
に対応した河川の整備

令和3年度 約67%
令和4年度 約69%
令和5年度 更新作業中



流出抑制対策の実施

令和3年度実施分 4,353施設 ※1
令和4年度実施分 4,728施設 ※1
令和5年度実施分 更新作業中



高齢者等避難の
実効性の確保

・個別避難計画を作成（全部又は一部）
済みの市町村数

令和4年1月1日時点 1,167市町村
令和5年1月1日時点 1,303市町村
令和6年4月1日時点 更新作業中

※1: 累計ではなく、単年度の実施箇所数

※2: 全国の作成団体数

流域治水の本格的実践（令和6年度新規・拡充事項一覧）

別添2

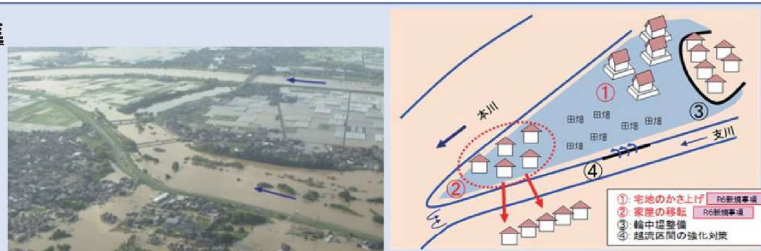
○浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

① 水害常襲地域における流域治水対策の推進

【水管理・国土保全局】

○浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図ることを目的として、貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域内において、宅地嵩上げ等、家屋移転を河川管理者が実施できるよう、制度を拡充。

【対象：河川管理者（国、都道府県）】



令和5年7月の大雨の状況

※防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

② 頻発する内水被害への対策強化

【水管理・国土保全局】

○内水被害の蓋然性が特に高い地域における被害を早期に軽減するため、防災・安全交付金の要素事業等からなるハード・ソフトを一体とした内水対策を都道府県が「内水被害等軽減対策計画」として作成し、国が認定する新たな制度を創設し、当該計画への予算を重点化。

○上記計画に基づき実施する流域貯留浸透事業の現在の交付要件「500m³以上の貯留機能を持つ施設」について、「複数施設で500m³以上」に要件を緩和。

【対象：都道府県等】

③ 取水施設の耐災害性強化の推進

【水管理・国土保全局】

○取水施設の被災は大規模断水につながりやすいことを踏まえ、災害リスクが高い取水施設に対して、被災防止のための施設整備に係る費用を支援する制度を創設。

【対象：地方公共団体等】



取水門の被災状況

対策イメージ

④ 土砂・洪水氾濫対策の加速化

【水管理・国土保全局】

○全国における土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を早期に明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災としての土砂・洪水氾濫対策を加速化させるため、都道府県における対象流域の抽出や、土砂・洪水氾濫と同時に流出する流木の対策計画策定を支援。

【対象：都道府県】

〈ハード・ソフトが一体となった流域治水の取組イメージ〉



⑤ 一時避難場所整備緊急促進事業による水害時の避難者を受け入れるスペース等の整備促進

【住宅局】

○水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備を促進する事業について、事業期限を延長。（令和7年度まで）

（補助対象）

避難者を受け入れるために付加的に必要な、下記の整備



○令和6年度予算概要 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_009483.html

特定都市河川の指定等の状況(令和6年3月29日時点)

別添3

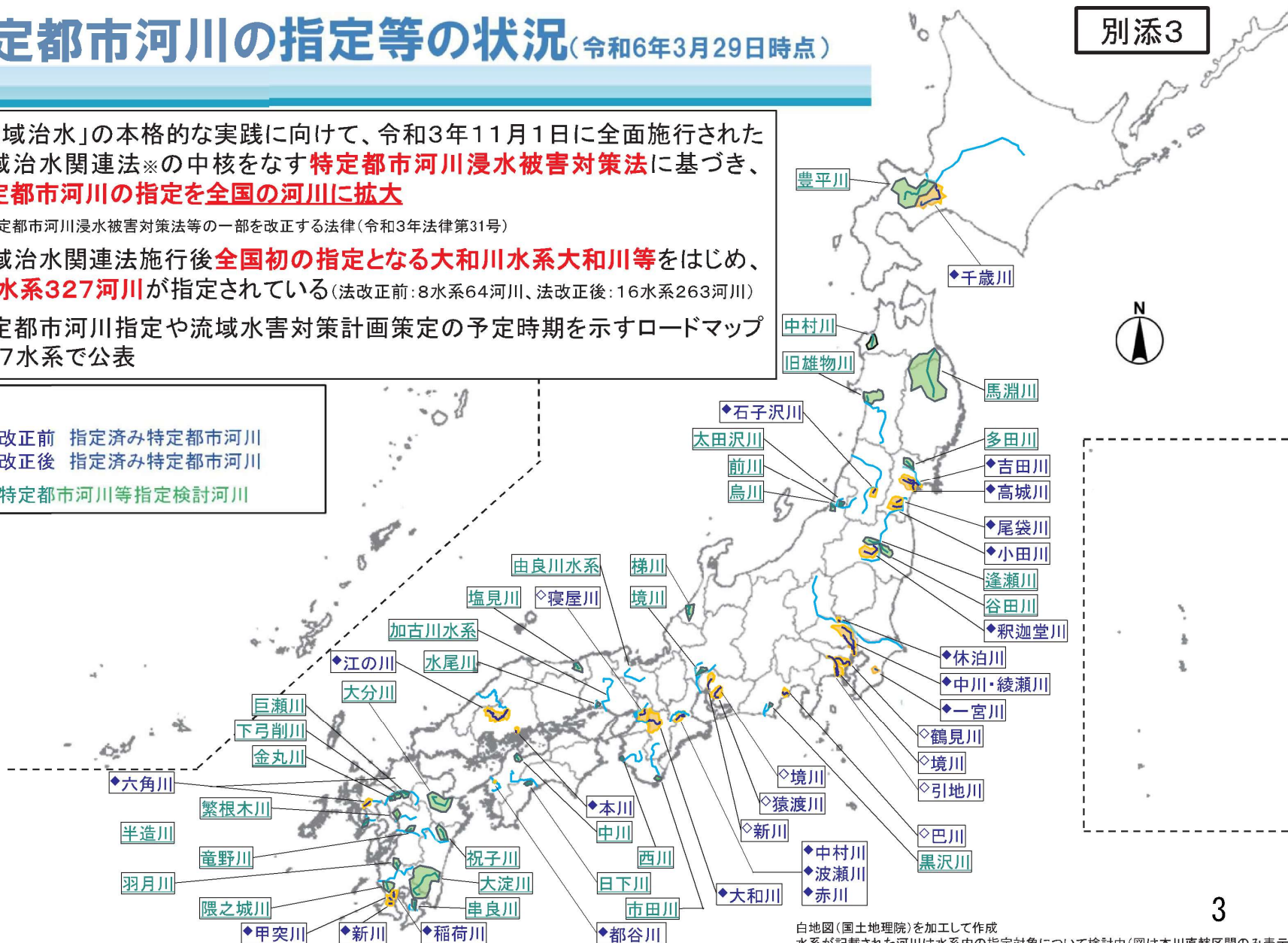
- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

- 流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**24水系327河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:16水系263河川)
- 特定都市河川指定や流域水害対策計画策定の予定時期を示すロードマップを27水系で公表

【凡例】

- ◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川
- ◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川
- 下線 : 特定都市河川等指定検討河川



水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やすための取組

別添4

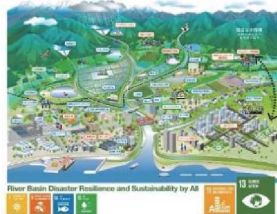
※社会がスローダウンすると自分事と感じる。
(計画遅延、休業、道路の通行止めなど)

1. 背景(流域治水の推進)

by ALLの流域治水

2℃の気温上昇時、洪水ピーク流量は2割増(4℃上昇時4割増)。河川区域の対策だけでは対応できない。

流域のみんなで、自然、産業を含め文化として治水に取り組む。



- 持続的に開発しつつも社会的機能を維持しながら災害に備える二刀流方式
- 人と人、自然と人、自然と自然のつながり
- 流域を俯瞰した取り組み(山川海全部含めて流域治水)
- 気候変動緩和の取り組みも流域治水

2. 課題

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。
※流域治水に取り組む主体を増やす(自分のためにから、みんなのために)



流域治水を推進する上で、自分事と捉えることが課題

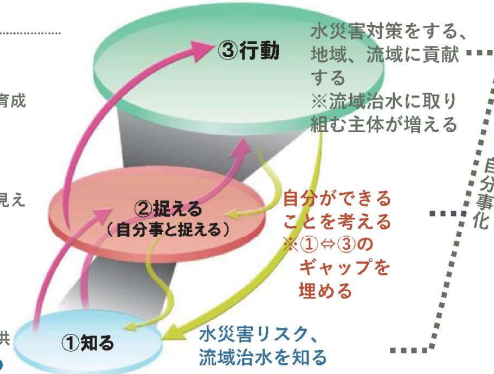
3. 流域治水に取り組む主体を増やすための取組方針

大局的には①知る→②捉える(自分事と捉える)→③行動の流れを作り、取り組みの幅を広げ、トップランナー育成や要件化・基準化等を通して流域にも視野を広げていく。

取り組みの例

- ・要件化・基準化
- ・トップランナーの育成
- ・流域治水への貢献
- ・ビジネスへの支援
- ・流域対策への支援
- ・取り組み、効果の見え化
- ・連携活動
- ・教育活動
- ・流域治水の広報
- ・リスク情報等の提供

別添4-6



意識の醸成を図り、国民運動、日本の文化に

日々の生活の中で水害、防災のことが意識され、全国的に水災害リスクの自分事化が図られ、その視野が流域に広がり、社会全体が防災減災の質を高めるとともに、持続的に発展していく。

4. 施策を進めていく上での着眼点と具体策

○ 具体施策

(1) 知っている人を増やすことと伝え方の工夫

- 気象条件を伝えるなど他人事化できない状況を定着
- 取り組みを促す相手の特性に応じて伝え方を工夫
- インフラツーリズムとの連携など、知る機会を増やす
- ※ネガティブなお知らせに、楽しいことを伝える。住民自らのモニタリング

地域 個人 企業・団体

- 流域治水ロゴマーク、ポスター
- 流域治水の日、週間
- 河川空間の利活用を通じた意識醸成
- SNS等での情報発信
- インフラツーリズムとの連携
- ダイナミックSABO
- はまツーリズム推進
- 危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・閲覧周知

別添4-1

別添4-5

(2) 自分事化の機会創出と手段

- 防災教育(住民自ら記憶を伝える、行動を学ぶ)
- 水害伝承(記憶の風化を防ぎ教訓を伝える)
- 学べるコンテンツ(ウェブ、既存メディア活用)
- 補助金、税制優遇等の支援
- 防災関連ビジネスの推進、取り組みのアピール
- 社会を良くしたいという動機、SDGs

地域 個人

- 防災教育の推進(既存施策)

地域 企業・団体

- 地域に貢献する水防活動への参画
- 流域治水オフィシャルサポーター制度
- 防災・減災ビジネスの推進(オープンデータ活用)

別添4-7

別添4-2

地域 企業・団体

- デジタルテストベッド

(3) 自分事化を促す相手の把握と絞り込み(発信側と受け手側の例)

- キーパーソンのタイプ(盛り上げ、自然環境、研究開発、危機意識)+河川ごとの特徴
- リーダ者の育成
- 防犯士、気象予報士等との連携等
- インフルエンサー活用

- 防災教育に取り組む子供と家族
- 高齢者、災害弱者、若年層
- リソースが不足している企業、建設分野他企業
- 地域のコミュニティ
- 金融関係機関

(4) 主体的な取り組みが進むための環境整備

地域 個人 企業・団体

- 1) 取り組みを実行する仕組みづくり
- きっかけは様々(河川の利用や生態系保全の取り組みから始めることも)
- 課題の把握、取組事例の共有と分析、人と人をつなぐ仕組みの構築
- 2) 社会のモードチェンジ
- ポジティブな情動、同調圧力
- 国からの情報発信による環境整備から

○共有プラットフォーム(全国流域治水MAP)

別添4-3

別添4-4

(5) 持続的に流域治水を推進

地域 個人 企業・団体

- トップランナーの育成
- 防災教育を通じて流域に視野を広げる
- 農業・農村地域での取り組み(水を貯めることに対する農家と水管理組織の合意形成、防災対策と農村コミュニティ機能の相互依存的発展)
- ※各水系の流域治水プロジェクト等への反映とフォローアップ
- 表彰制度(流域治水大賞)
- 円滑な避難を支援する人材育成(ファシリテーター派遣の仕組み)
- 気候変動リスク開示における民間企業の取り組みの支援(TCFD)
- 防災教育に関する素材提供
- 水害伝承に関する情報(コンテンツ)の普及・拡大

報道発表URL: https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001203.html

自分事化の取組(①流域治水ロゴマーク)

別添4-1

○ 一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的に、公募作品の中から、流域治水のシンボルとなるロゴマークを決定。全国各地で流域治水を広く周知・PRするための広報活動に活用。

選定作品、説明



流域治水

グレースケール



流域治水

箔押し、エンボス
加工用1色データ



流域治水

デザインメッセージ

日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもあります。災害も引き起こす川と共存して行かなければなりません。

中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重ねて表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていくという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

使用シーン

例：各取組主体が作成するパンフレット、ポスター、説明資料、プレスリリース、名刺、看板、展示物、ウェブサイト、SNS、広報物、各種案内 等

リーフレット（表紙）での使用例



報道発表URL: https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001238.html

名刺での使用例



WEBサイトでの使用例



5

別添4-2

- ### <活動例>

[illegible]

左が手書きによる素案 右が完成版

別添4-3



全国流域治水MAP

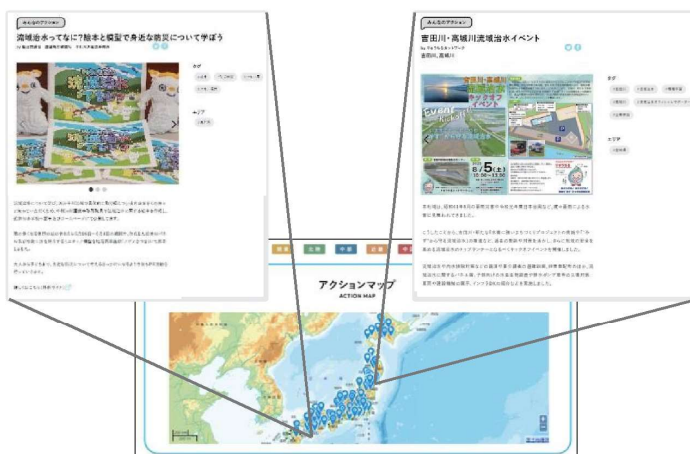
自分たちのアクションを登録して共有しよう

みんなで流域治水の取組を共有するプラットフォームです。行政、民間企業、流域団体、住民個人等、取組を行う方であればどなたでも投稿いただけます。



流域治水の取組事例は、「全国流域治水MAP」にも掲載しています。
全国流域治水MAPは、流域治水オフィシャルサポーターに限らずどなたでも投稿いただけますので、是非投稿をご検討ください。

■掲載イメージ



■掲載ページURL

<https://www.mlit.go.jp/river/kawanavi/pf/index.html>

※投稿様式は上記URLからダウンロードいただけます。

■投稿方法

STEP
01

投稿したい取組内容をエクセルに記入してください。
エクセルはこちら

STEP
02

エクセルと、表示したい写真のファイル（1MB以下、3枚まで）をフォルダに入れてzipに圧縮。

STEP
03

zipファイルを hqt-ryuiki_chisui_pf(a)ki.mlit.go.jp に送信。少したつと公開されます。

※(a)を※に変更してご使用ください。

自分事化の取組(④流域治水優良事例集)

別添4-4

この優良事例集は、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を実践する際の参考となるよう、全国の優良事例、先進事例を取りまとめたものです。
取組の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめ、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待しています。



<事例集の一部>

#18 災害危険区域

雄物川水系雄物川 (秋田県秋田市)

輪中堤整備と災害危険区域指定を組み合わせた効率的な治水対策

推進のポイント

- 〇過去幾度も洪水被害を受けてきた雄物川の最下流を洪水被害から守るため、秋田市と河川管理者が連携して治水対策を検討。
- 〇河川管理者より、河川災害対策特別緊急事業で地区を守る輪中堤を整備。周辺地域を秋田市が災害危険区域として指定することで、効率的な治水対策を実施。

事例概要

雄物川では、平成29年7月洪水において住宅や農地が浸水するなど甚大な被害が発生しました。治水対策として輪中堤を整備するとともに、堤外域での洪水被害を防止するため、建築基準法第39条の規定に基づき、秋田市災害危険区域に定める条例により、災害危険区域を指定（秋田市）しました。

実施主体
秋田市秋田市

関係者
国土交通省

活用制度
建設省平成30年度「河川治水対策推進事業」

PRポイント

- 〇雄物川の整備には膨大な時間と費用を要することから、秋田市と河川管理者が協議し、輪中堤による治水対策を検討。
- 〇秋田市による対象地区住民への意向調査結果を受けて、家庭が集まる範囲を輪中堤で守る治水対策を決定。
- 〇輪中堤の周辺に新たな住宅の立地を抑制するため、住宅の新築立地規制を定めた災害危険区域を指定。

取組前後の変化

- 〇輪中堤の整備により、令和5年7月洪水では、輪中堤の堤外域（災害危険区域に指定された範囲）は浸水したものの、外水氾濫を防止し家屋浸水被害を回避。

問い合わせ：秋田県河川・都市計画課河川課 TEL：018-822-3746

#29 浸水対策（耐水化・止水壁等）

矢作川水系矢作川 (愛知県岡崎市)

止水板等設置工事費補助制度 浸水被害を防止・軽減するための自助活動の支援

推進のポイント

- 〇被害対策を減少させるための対策として、市民の自助活動をサポートする止水板等設置費補助制度を創設。
- 〇浸水被害の防止や軽減を図ることのできる止水板等を設置する市民に対し補助金を交付。

事例概要

被害対策を減少させるための対策として、「止水板等設置工事費補助制度」を創設しました。市街化区域内にて浸水実績及び旧家屋等により浸水被害の恐れのある建物に止水板等を設置する市民に対し補助金を交付することで、浸水被害の防止又は軽減を図っています。

リーフレットの配布

補助金制度について

- 対象建物：市街化区域内の旧家屋等（昭和55年以前に建築された建物）
- 対象地区：市街化区域内の浸水実績のある地区
- 対象地区：市街化区域内の旧家屋等が密集する地区
- 対象地区：市街化区域内の旧家屋等が密集する地区

手続きの流れ

1. 対象地区の調査
2. 対象地区の調査結果に基づき、対象地区を特定する
3. 対象地区の調査結果に基づき、対象地区を特定する
4. 対象地区の調査結果に基づき、対象地区を特定する
5. 対象地区の調査結果に基づき、対象地区を特定する
6. 対象地区の調査結果に基づき、対象地区を特定する

止水壁の設置状況

PRポイント

- 〇対象地区に止水壁を設置する工事及び設置に伴う関連工事に係る費用の1/2（上限50万円）の補助金を交付

問い合わせ：岡崎市河川・都市計画課河川課 TEL：0564-22-8655

流域治水優良事例集ホームページURL:
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/pdf/r512_jireisyuu_01.pdf

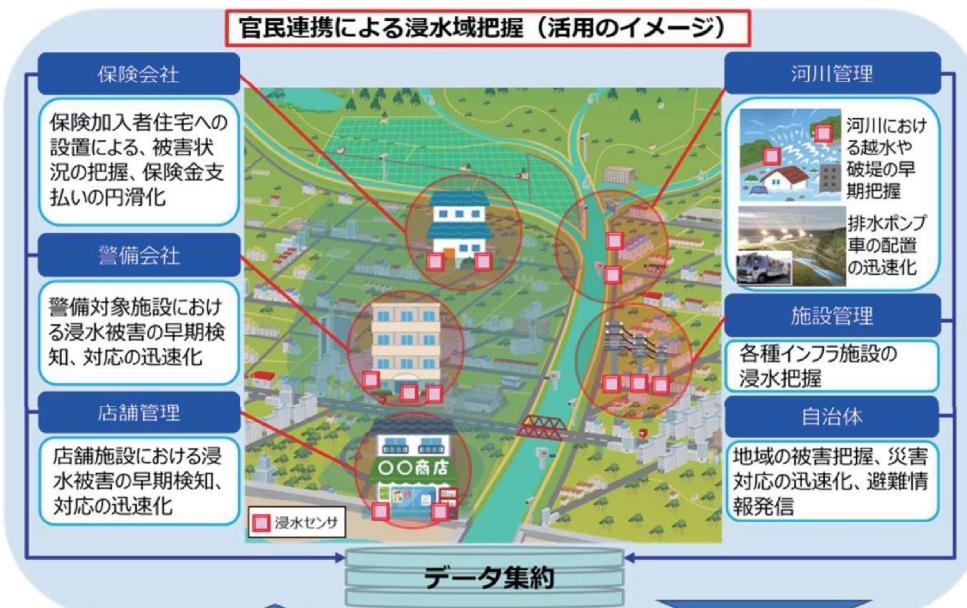
自分事化の取組(⑤官民連携による流域内の浸水状況把握)

別添4-5

官民連携で浸水状況をリアルタイムで把握する仕組みを作っています

実証実験参加自治体の状況 (R6.3.8 時点)

国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加して実証実験を実施中！



134自治体・38企業等が
実証実験に参加中！



特徴的な参加者

自動販売機搭載型浸水センサ

【中央大学研究開発機構・（一財）河川情報センター・大塚ウェルネスベンディング（株）】



■浸水センサ実証実験の詳細は以下URLをご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

自分事化の取組(⑥「重ねるハザードマップ」のユニバーサルデザイン化)

別添4-6

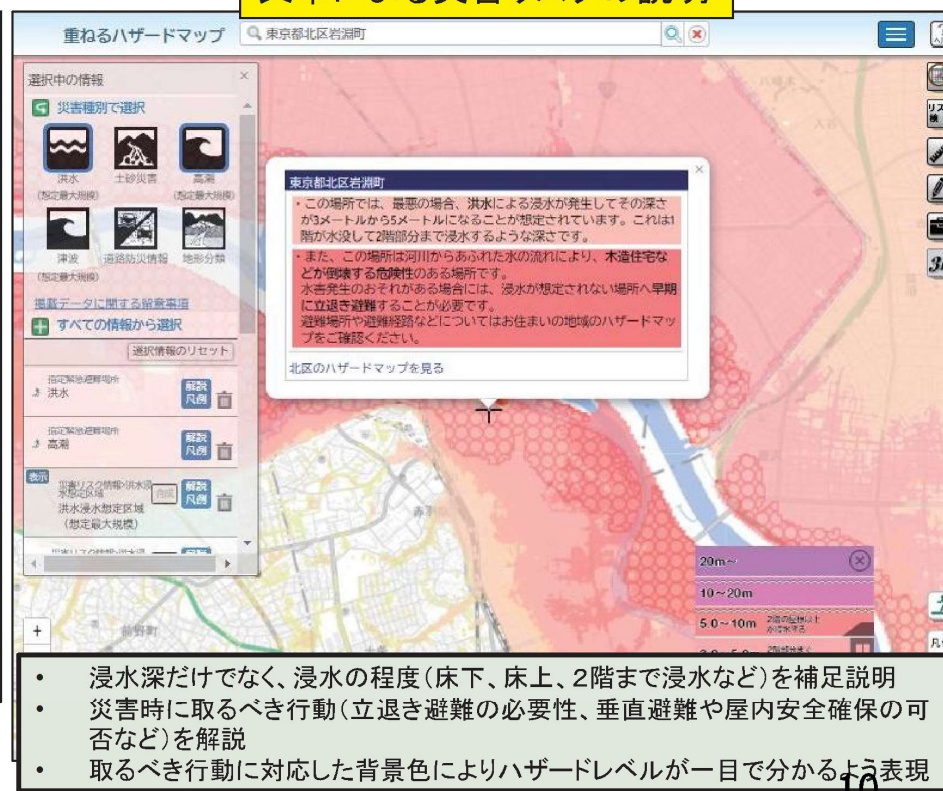
- 視覚障害者でも、音声読み上げソフトを利用することで自宅等の災害リスクを知ることができるよう「重ねるハザードマップ」を改良。(令和5年5月30日運用開始)
- アイコンや地図上をクリックしなくても住所を入力する、または現在地を検索するだけで、その地点の災害リスクと災害時に取るべき行動が自動的に文章で表示される機能を追加。

トップページの改良



- ・ 音声読み上げに配慮したシンプルな構成
- ・ 住所入力 または 現在地検索すると、地図画面に移り、その場所の災害リスクが文章で表示される

文章による災害リスクの説明



- ・ 浸水深だけでなく、浸水の程度(床下、床上、2階まで浸水など)を補足説明
- ・ 災害時に取るべき行動(立退き避難の必要性、垂直避難や屋内安全確保の可否など)を解説
- ・ 取るべき行動に対応した背景色によりハザードレベルが一目で分かるよう表現

報道発表URL: https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000209.html

自分事化の取組(⑦水防協力団体の指定)

別添4-7

水防管理者（市町村長）は、水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」※を毎年募集しており、令和5年12月には国土交通省が募集の協力を行いました。その結果、12 企業・団体が、新たに水防協力団体に指定されました。

※水防協力団体制度は、地域の水災防止体制を保持するため、水防管理者（市町村長等）が水防法に基づき民間企業、NPO、自治会等を指定する制度。

【令和5年度に新たに指定された水防協力団体】

北海道(3) 西江建設、宮坂建設工業(帯広市)

アラソフトウェア(北見市)

関東(1) 久保田建設(群馬県千代田町)

中部(1) バローホールディングス(多治見市)

近畿(5) 藤井組、ニュージェック、日本損害保険協会

(淀川左岸水防事務組合)

大塚ウエルネスベンディング、

東京建設コンサルタント

(淀川左岸、淀川右岸、大和川右岸各水防事務組合)

四国(2) 技研製作所(高知市)、

四国クリエイト協会(高知市など14市町村)



水防協力団体認定書交付式(多治見市)



水防協力団体認定書交付式(高知県のいの町)

「土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくり」の推進

別添5

- 流域治水の一環として、土砂災害を含む災害ハザード情報を踏まえ、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を適切に組み合わせた防災まちづくりを推進。
- 居住誘導区域等における防災まちづくりと連携した砂防関係施設の重点的な整備に向けて、令和5年度は、まちづくり連携砂防等事業が新たに逗子市、雲南市、長崎市で開始。

「防災まちづくり」の推進

- まちづくり部局と連携し、災害リスクのソフト対策による回避とハード対策による低減を組み合わせた施策展開が可能となり、早期の防災まちづくりの実現が図られる。



砂防部局

- 居住誘導区域や避難路等を保全する砂防関係施設の重点的な整備
- 土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクエリアの見える化

まちづくり部局

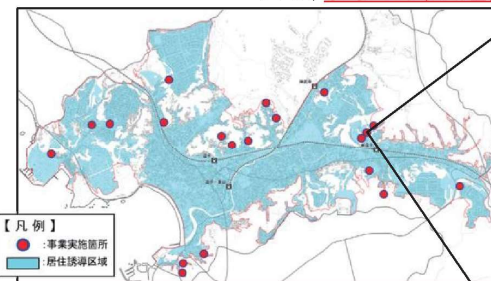
- 居住誘導区域等への移転促進
- 災害レッドゾーンにおける立地抑制

「まちづくり連携砂防等事業」における逗子市の事例

位置図



- 逗子市は、丘陵性の山に三方を囲まれ、市街地においても急傾斜地が広く分布している。
- ソフト対策では、立地適正化計画を策定して災害リスクの高い地域を除いた居住誘導区域を設定することで立地誘導を図る。
- ハード対策では、立地適正化計画において指定された居住誘導区域内の崩壊の可能性が高い急傾斜地に対策施設を整備し、人命及び資産等を保全することで、まちづくりと連携した土砂災害対策を図る。



居住誘導区域内に存在する20地区の急傾斜地に対して、防災まちづくりと一体となった土砂災害対策を推進する。



全体の事業効果

人家461戸、国道10m、市道約2km等を保全。
立地適正化計画において指定された居住誘導区域への被害を軽減。



ワンコイン浸水センサ ～官民連携による流域の浸水状況把握～

浸水被害の把握

ヘリによる調査

リアルタイム性

- ・悪天候時に調査不可
- ・夜間調査不可



痕跡調査

機動力

- ・広範囲の調査不可
- ・多数の人材確保
- ・専門の技術者が必要



【既存の技術】

ワンコイン浸水センサ

センサの特徴

小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている6種類の浸水センサ

- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

官民連携による浸水域把握イメージ

堤防の越水・決壊などの状況や、地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集する仕組みを構築



【技術開発】

活用イメージ

【災害時】

- ・早期の人員配置
- （道路冠水による通行止め
避難所の開設 等
- ・ポンプ車配置の検討

【復旧時】

- ・罹災証明（自治体等）の簡素化・迅速化
- ・保険の早期支払い
- ・災害復旧の早期対応

など

スケジュール

令和3年度

- ・実証実験準備会合を開催
- ・実証実験に向けてセンサの仕様や実施内容を検討・確定

令和4年度

- ・モデル地区となる自治体5市町において、国・自治体・民間企業等（10団体）にてセンサを設置し、実証実験を開始

令和5年度（R6.1.4時点）

- ・モデル地区となる自治体を58に拡大し、国・自治体・民間企業等（26団体）にてセンサを設置し、実証実験を継続
- ・必要に応じ、エリアを拡大

参考：中部管内の実証参加自治体（調整中含む）

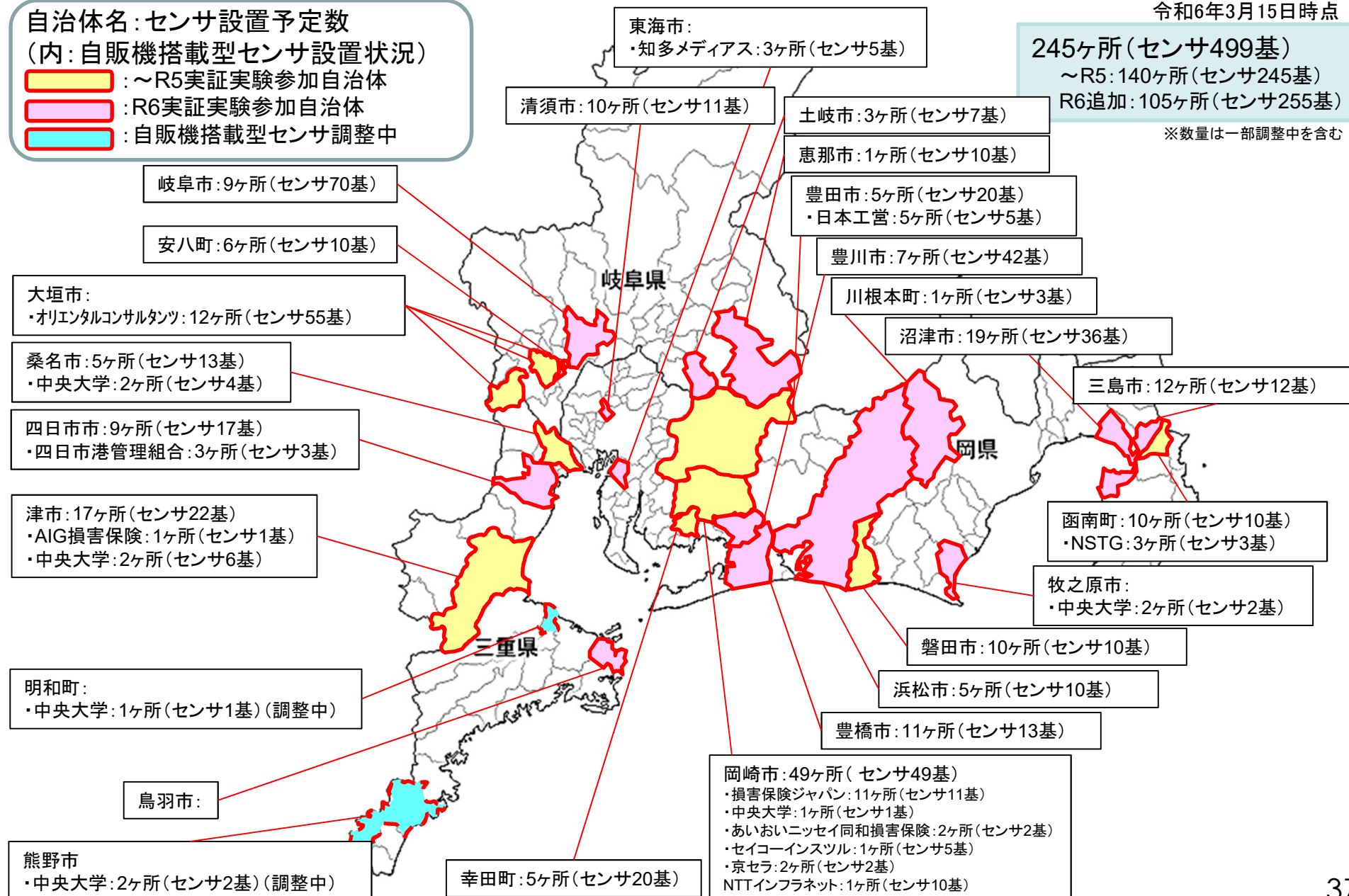
令和6年3月15日時点

245ヶ所（センサ499基）
 ～R5: 140ヶ所（センサ245基）
 R6追加: 105ヶ所（センサ255基）

※数量は一部調整中を含む

自治体名：センサ設置予定数
 （内：自販機搭載型センサ設置状況）

- ：～R5実証実験参加自治体
- ：R6実証実験参加自治体
- ：自販機搭載型センサ調整中



https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001227.html

○公募期間(2次): 令和6年6月20日(木)

参加者の分類	参加目的の事例	使用する浸水センサ	費用負担
① 市区町村	・管内の浸水状況把握 ・浸水情報の自治体防災関係システムへの連携 など	国交省が用意するセンサ (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する)	○センサの設置費 ○翌年度以降(令和7年4月～)のランニングコスト (センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○電気代など管理に係る費用
		浸水センサを自ら設置せず、モデル地区の提供者となる	※以下の費用は国負担※ ○センサの関係機器費 ○初年度のランニングコスト (センサ通信費・センサメーカーのクラウド運用経費) ○データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費
② 企業・団体等 (都道府県含む)	・自社施設に対する浸水把握 ・自社開発センサの現地実証 ・浸水情報を活用した自治体向けシステム開発、保険商品開発など、企業による新たな商品開発 ・大学等による研究 ・都道府県管理河川周辺の浸水状況把握 など	国交省が用意するセンサ (対象の複数社のセンサから希望するメーカー及び数量を選択する) ↑ どちらか又は両方でも可 ↓ 自社で用意するセンサ	同上
			「データ共有サーバ等の表示システム運用に関する経費」 以外は全て参加者負担
③ 国土交通省 (河川関係事務所)	管内(直轄管理河川周辺)の浸水状況把握 など	国交省が用意するセンサ	-

※公募の対象は、①と②の参加者

■以下のWEBサイトにこれまでの実証実験の取組や公募に関する資料等を掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

国土交通省

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 白書・オープンデータ お問い合わせ・申請

技術・情報

水管理・国土保全トピック 河川・ダム・砂防 海岸・水資源・下水道・防災・環境・利用・国際・情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 技術・情報 > ワンコイン浸水センサ実証実験

ワンコイン浸水センサ実証実験

【新着情報】
2023年3月31日 令和5年度実証実験 モデル地区となる自治体について（更新あり）
（本ページ下部をご確認ください。）

○大雨による浸水被害が頻発するなか、迅速な災害対応や地域への情報発信を行うため、堤防における越水や決壊などの状況や、周辺地域における浸水の状況を、速やかに把握することが求められています。
○また、流域内で活動を行う様々な企業等においても、各々の店舗や事業施設の適切な管理、住居や車両の浸水被害への保険金支払い等の災害後の対応の迅速化などため、浸水の状況を容易に把握する仕組みへのニーズが高まっています。
○こうしたニーズへ対応するためには、小型、長寿命かつ低コストで、堤防や流域内に多数の設置が可能なワンコイン浸水センサを製造、設置し、それらからの情報を収集する仕組みの構築が必要であり、そのための実証実験を実施中です。

（参考）浸水情報の活用イメージ

■堤防の越水・決壊などの状況や、地域における浸水状況の速やかな把握のため、浸水センサを企業や地方自治体等との連携のもと設置し、情報を収集・共有する仕組みを構築

保険会社
河川管理
警備会社
施設管理
店舗管理
自治体・企業等からの新規参加者を公募（2023年1月23日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001150.html
○モデル地区となる自治体について（2023年3月31日）
・自治体一覧
※現時点で参加に向けた内部調整中の自治体があり今後、追加・変更等の予定があります。
・設置検討エリア
【北海道】【東北】【関東】【北陸】【中部】【近畿】【中国】【四国】【九州】
○自治体・企業等からの新規参加者を決定（2023年4月14日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001170.html

○令和4年度 実証実験参加者一覧
参加者の概要【自治体】【民間企業・団体等】【センサーメーカー】（2022年12月1日）

記者発表資料等

- 河川内の観測(水位等)に加え、流域の観測(浸水状況)に取組を拡大
～ワンコイン浸水センサ実証実験準備会合への参加者を公募します～（2021年9月10日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001088.html
- ワンコイン浸水センサ実証実験の参加者を公募します（2022年3月18日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001104.html
- ワンコイン浸水センサ実証実験の参加者を決定しました（2022年4月28日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001110.html
- ワンコイン浸水センサ実証実験開始（2022年8月25日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001132.html
- ワンコイン浸水センサ 浸水を検知（2022年12月6日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001145.html
- 自治体・企業等からの新規参加者を公募（2023年1月23日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001150.html
- モデル地区となる自治体について（2023年3月31日）
・自治体一覧
※現時点で参加に向けた内部調整中の自治体があり今後、追加・変更等の予定があります。
・設置検討エリア
【北海道】【東北】【関東】【北陸】【中部】【近畿】【中国】【四国】【九州】
- 自治体・企業等からの新規参加者を決定（2023年4月14日）
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001170.html

問合せ先：中部地方整備局 水災害予報センター(cbr-85onecoinsensor@gxb.mlit.go.jp)

令和6年度実証実験で国交省が用意する対象の9社のセンサ



光陽無線（株）
／太陽誘電（株）



太平洋工業（株）



リプロ（株）



NTTインフラネット（株）



京セラコミュニケーションシステム（株）／マスプロ電工（株）



ニタコンサルタント（株）



応用地質（株）



エヌエスティ・グ
ローバリスト（株）



旭光電機（株）

センサメーカー	検知方式	浸水判定場所	通信方式	電池寿命	商用電源
光陽無線（株）／太陽誘電（株）	電波式	サーバ	LTE等	8年 （センサ）	必要 （中継装置・通信装置）
太平洋工業（株）	圧力式	サーバ	LTE-M	10年 （センサ）	必要 （中継装置・通信装置）
リプロ（株） （2点検知タイプ）	接触式	センサ	Sigfox	5年 （センサ）	不要
NTTインフラネット（株）	フロート式	センサ	LTE	10年 （通信装置）	不要
京セラコミュニケーションシステム（株）／マスプロ電工（株）	接触式	センサ	Sigfox	5年 （センサ）	不要
ニタコンサルタント（株） （モバイルルータタイプ）	接触式	センサ	特定省電力無線 LTE	5年 （通信装置）	必要 （通信装置）
応用地質（株）	フロート式	センサ	LTE-M	5年 （通信装置）	不要
エヌエスティ・グローバリスト（株）	接触式	センサ	LTE-M	電池による	必要 （通信装置）
旭光電機（株）	接触式	センサ	LTE-M	2年	不要
			920MHz・Wi-Fi	10年	必要 （通信装置）
			920MHz・LTE-M	10年	必要 （通信装置）

※表の朱書きは、令和6年度の実証実験において、追加となった対象センサ



浸水センサが浸水を検知した場合、
表示システムに浸水センサの浸水情報と
推定浸水エリアがリアルタイムで表示される



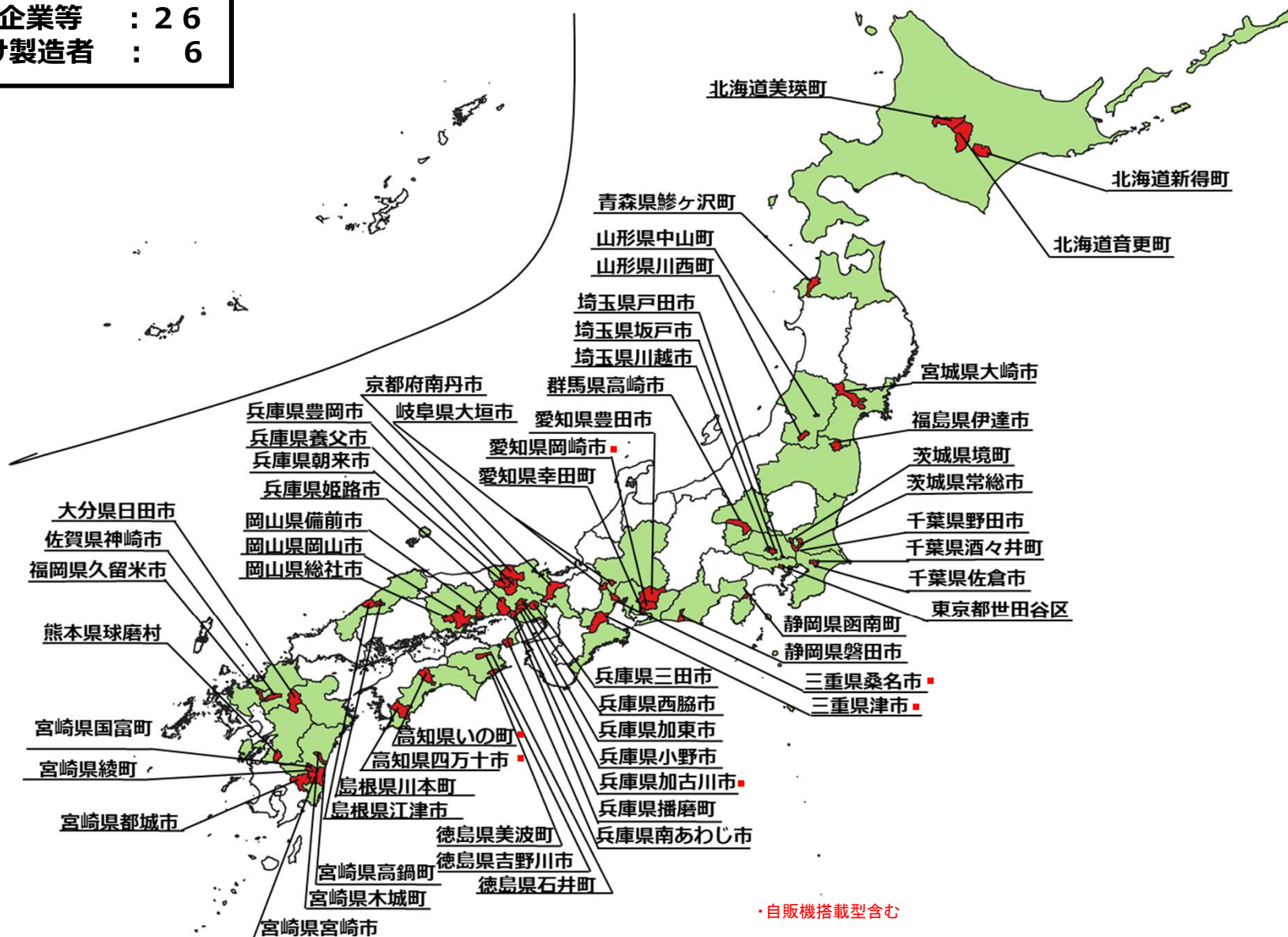
浸水センサ表示システムの表示事例
(イメージ)

※システムは試行運用中であり、実証実験参加者のみに限定して公開中

参考：ワンコイン浸水センサ実証実験 参加自治体

令和6年1月4日時点

- 参加自治体 : 58
- 参加企業等 : 26
- センサ製造者 : 6



・自販機搭載型含む

参考：ワンコイン浸水センサ ～自動販売機搭載型のメリット～

独自センサの事例(中央大学研究開発機構・(一財)河川情報センター・大塚ウェルネスベンディング(株))



<メリット1>

浸水の有無が遠隔地のパソコンから**把握**できる

<メリット2>

電気代・センサ通信費・メンテナンス費用は自販機の収益からまかなうため、**自治体の負担はなし**

【条件】

- ・営業エリアは全国
- ・10本程度／日の販売本数が見込まれる
(商品を入れ替える業者の管理する自販機が近いとハードルが下がる)
(借地料によってはハードルが上がる)

<メリット3>

有事には自販機在庫を**無償開放**

【条件】

- ・施設管理者に自動販売機のカギを貸与し、自治体の判断で飲料の無償配布が可能

【設置条件】

- ・土地所有者の設置許可(使用料は設置者が負担)
(公有地で 浸水センサ搭載型自動販売機 の入札があれば対応可能な企業が応札)
- ・設置場所決定から、通常**2週間程度**で**生産、設置**可能
(電気の引き込み、センサの設置位置、事務手続きによっては追加の時間を要します)

参考：ワンコイン浸水センサ ～自動販売機搭載型（設置場所）～

令和5年2月1日時点
(括弧書きは調整中)

桑名市

- ・ふれあいプラザ: センサ1基
- ・一身田出張所: センサ3基
- ・(追加設置調整中)



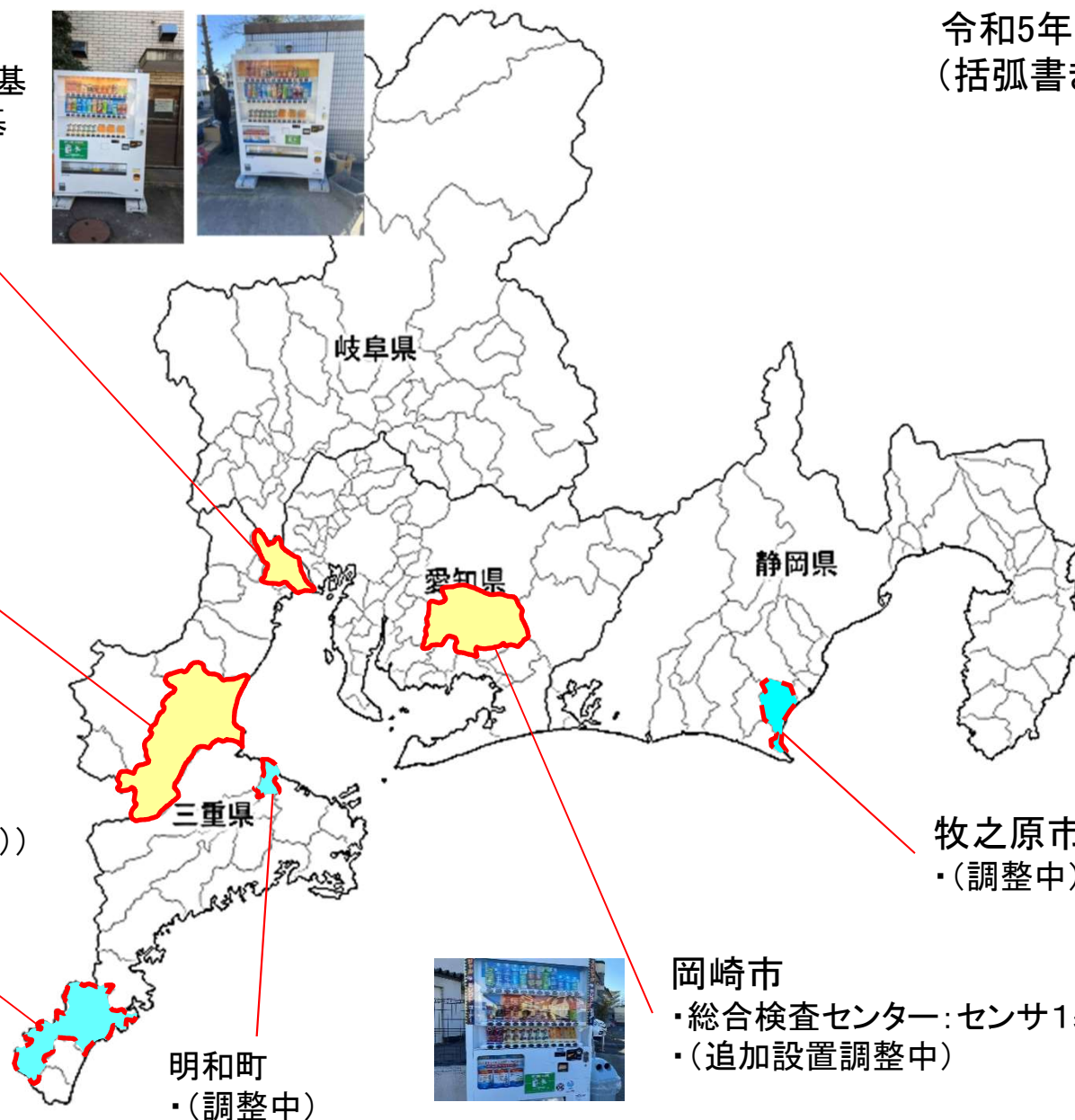
津市

- ・市役所: センサ1基
- ・傳馬公園: センサ1基
- ・(長島遊館: センサ1基)



熊野市

- ・(市役所(センサ1基))
- ・(山崎運動公園(センサ1基))



牧之原市
・(調整中)

岡崎市

- ・総合検査センター: センサ1基
- ・(追加設置調整中)



明和町
・(調整中)



＜自動販売機イメージ＞



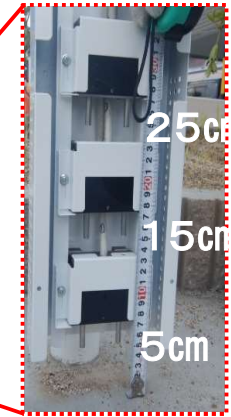
＜位置図＞



＜自動販売機側 浸水センサ 1段＞



＜道路側 子機 浸水センサ＞



＜浸水センサ3段＞

センサ(子機)を浸水想定箇所に設置し、自動販売機(親機)を離れた場所へ設置可能
【条件】

- ・センサと自動販売機の距離は、10mまで設置可能
- ・自動販売機1台あたり、センサは3台まで設置可能



水防活動の「見える化」について（協力依頼）

- 水防団（消防団）の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・（参照）「水防計画作成の手引き」（都道府県版）第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・（URL）<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会（全水管）にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・（URL）<http://zensuikan.jp/031katudou.html>

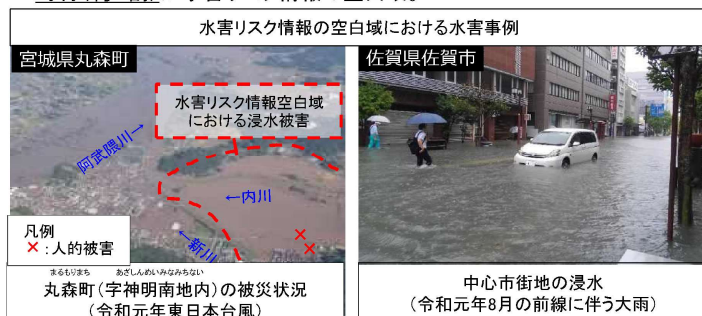
P2

浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。 ※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと。

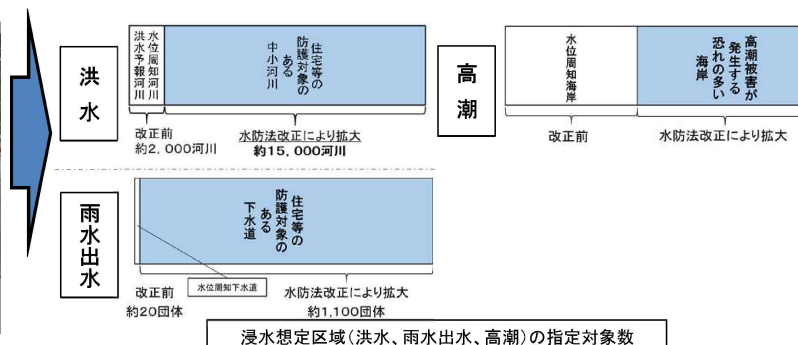
■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体、高潮(高潮浸水想定区域)が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水 (河川)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
高潮 (海岸)		浸水想定区域図作成後速やかに作成
雨水出水 (下水道)	令和7年度までに約800団体完了※	

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付けP14

防災・安全交付金における基幹事業の創設

- 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	洪水(河川)		高潮(海岸)		雨水出水(下水道)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		津波・高潮危機管理対策緊急事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ ※ 都道府県が市町村に対し事業費の1/2以上を負担する場合に限る。	浸水想定区域図	ハザードマップ	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1／3		1／2		1／2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—		—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		津波・高潮危機管理対策緊急事業に該当する海岸		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、 <u>原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。</u> ○令和8年度以降、 <u>原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。</u>		○津波・高潮危機管理対策緊急事業のソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律に基づく区域指定に資する調査毎に要する経費)により、高潮浸水想定区域、ハザードマップの作成を支援		○浸水想定区域図等の作成に加え、 <u>避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。</u> ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。	

※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。

(9) まるごとまちごとハザードマップの推進 (1-K)

【概要】

- ・ 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報(想定浸水深や避難所の情報等)を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【普及に向けた支援】

- ・ ~~防災・安全交付金による補助金制度が適用可能~~
- ・ まるごとまちごとハザードマップ取組事例集を改定(令和3年3月)

<取組事例>



電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示

【洪水関連図記号の例】



- 避難所(建物)
災害時の避難先となる安全な建物を示す。



- 洪水
当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。

〔出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き〕



人目につきやすい
集客施設等の入り口に表示



対象災害と避難場所としての
機能を併記

(10) マイ・タイムラインの取組・支援 (2-E)

- 「マイ・タイムライン」とは、住民一人一人が「いつ」「何をするのか」といった災害時の避難行動を時系列的に確認する取組です。
- 国土交通省では、マイ・タイムラインの普及・啓発等を通して、災害リスクの周知徹底と住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、円滑な避難行動の支援に取り組んでいます。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会



消防団を対象とした講習会
(山形県酒田市)

■マイ・タイムラインの作成支援

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開

●作成の状況 ※避難の実効性を高める「住民自らが手を動かす取組」が重要



ワークショップ形式

小中学校の防災教育



専門家等による
理解を深める工夫
お天気キャスターによる
進行や解説

■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1/2)

社会実験(BRIDGE)へのご協力をお願い

市町村災害対応統合システム(IDR4M)の導入

1. BRIDGEについて
2. 市町村災害対応統合システムIDR4Mの概要
3. BRIDGEの進め方

(参考資料)IDR4Mの活用実績・検証結果

(一財)河川情報センター

【目的】

SIP第2期※1) において開発されたIDR4Mを、BRIDGE※2) において国、都道府県、市区町村と連携して流域全体のシステムに改良し、流域全体を統合した水害リスク情報を提供することにより、流域治水の推進を加速化する。

※1) 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 第2期『国家レジリエンス (防災・減災) の強化』のテーマ7「市町村災害対応統合システムの開発」

※2) 研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム (BRIDGE) 『IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト』

【期間】

令和5年度～7年度の3か年を予定

【施策内容】

- IDR4Mを全国に普及。
- 実証実験により課題を抽出・改良を行い、IDR4Mの使いやすさを向上させます。
- 自治体が既に所有している防災システムへのデータ配信(API)提供の実証実験を行います。



実施体制

内閣府

「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム (BRIDGE)」

国交省

「IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト」

河川砂防技術研究開発公募

- ・ SIP社会実装部門
- ・ R5年度より3年間

【研究代表者】

(一財) 河川情報センター理事長 東京大学名誉教授 池内幸司

研究機関 : (一財) 河川情報センター

研究分担内容 : IDR4M運用システムの社会実装版への改良

研究機関 : 九州大学 大学院工学研究院

研究分担内容 : 洪水ハザード、脆弱性、災害リスク、判断支援情報の実証、高度化

研究機関 : 九州産業大学 建築都市工学部

研究分担内容 : 洪水ハザードの実証、高度化

研究機関 : 応用地質株式会社

研究分担内容 : 土砂災害ハザードの実証、高度化

研究機関 : 国立研究開発法人 土木研究所

水災害・リスクマネジメント国際センター (ICHARM)

研究分担内容 : 中小河川水位予測モデル構築

参考 1) 内閣府HP
BRIDGEについて :

<https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/index.html>

BRIDGEにおける「IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト」の戦略及び計画:

https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/keikaku/33_bridge.pdf

参考 2) 国土交通省HP

河川砂防技術研究開発公募 SIP社会実装部門について

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/SIP/index.html>

● 1 年目(R5年度実績)

- ✓ 5 地整（北海道開建，関東・近畿・中国・九州地整）の 8 流域でIDR4Mを構築。

● 2 年目(R6年度計画)

- ✓ 全地整の少なくとも 1 流域以上に導入する。
- ✓ 未導入地整（東北・北陸・中部・四国地整）では，導入流域を選定し，IDR4Mの有用性を検証するモニタリング市町村を設定。
- ✓ 減災対策協議会や流域治水協議会を通じて流域へのIDR4M導入を周知し，活用を推進する。

表 導入調整状況

No.	地整	事務所	導入流域
1	北海道	帯広開発建設部	十勝川流域
2	関東	利根川下流河川事務所	利根川下流域
3		下館河川事務所	鬼怒川・小貝川流域
4	近畿	福知山河川国道事務所	由良川流域
5		姫路河川国道事務所	加古川流域
6	中国	岡山河川事務所	高梁川流域
7	九州	八代河川事務所	球磨川流域
8		武雄河川事務所	六角川流域

(11) 市町村災害対応統合システムIDR4Mの概要 (1-D) 5/18

避難指示を発令する市町村長にとって現状とは・・・

- ① とりあえず全域に避難指示を発令するということがないよう、**どの地区で災害リスクが高まっているのかわかる情報**が欲しい。
- ② 急に「警戒レベル3」相当と言われたときでも、**時間に余裕をもって避難指示相当の状況に達する見込みがわかる**ようにしてほしい。
- ③ 避難情報を発令する頃は役場も大変な状況なので、その**意思決定に必要な情報を一度にまとめて見られる**ようにしてほしい。

IDR4Mにお任せください！！

IDR4Mが提供する情報

WEBブラウザ上で利用可能。

IDとパスワードがあれば、いつでも、どこでも情報を入手可能

- ① **小エリアごとの災害リスクの状況を地図や一覧表で表示**



B市長の体験談

IDR4Mの小エリアごとの災害リスク情報により、より多くの住民の避難行動につながるきめ細かい発令ができる。

- ② **6時間※先までの災害リスクの推移を10分更新で表示**



A市長の体験談

IDR4Mの6時間先までの予測により早めに準備、発令が可能となり、住民の余裕を持った避難につながるのありがたい。

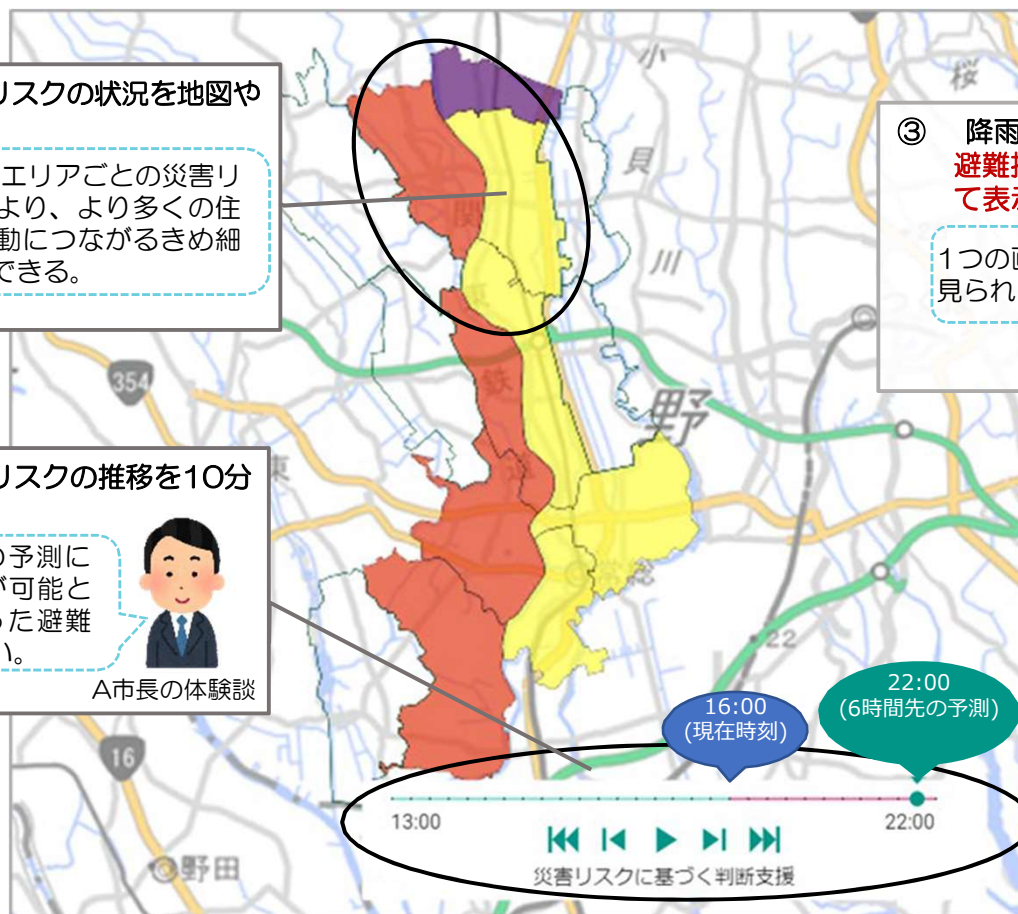
※土砂災害ハザードは12時間先まで

- ③ 降雨や水位予測、気象警報や警戒情報など**避難指示の意思決定に必要な情報をまとめて表示**



C市防災担当者の体験談

1つの画面で雨や水位などの情報が見られるので使いやすい。



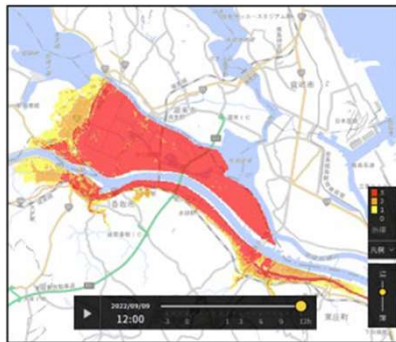
IDR4Mに様々な情報を集約



(11) 市町村災害対応統合システムIDR4Mの概要 (1-D) 6/18

- ① **ハザード等の予測情報の提供**：6時間先までのハザード・災害リスク・判断支援情報をタイムスライダーバーにより自在に地図上に表示します
- ② **ポータルサイトとしての活用**：避難判断に必要な気象災害情報等をウェブブラウザで閲覧できます
- ③ **発令地域ごとの災害リスク提供**：市区町村ごとに任意のエリアで発令地域を表示します（例：学校区・町丁目等）

①ハザード等の予測情報の提供



ハザード（洪水）

直轄河川の洪水発生範囲・規模を予測・表示します



ハザード（土砂災害）

降雨による土砂災害発生の危険度を予測・表示します

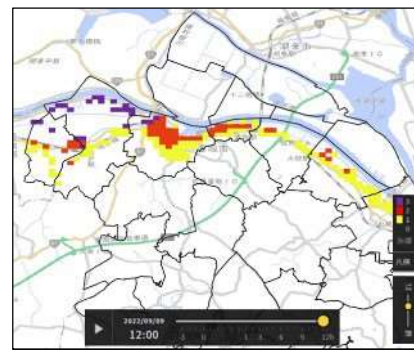


地域の脆弱性

住民が最寄りの避難所に向かう際の避難所要時間を基にした避難のしにくさを表示します



ハザードと地域の脆弱性を総合して災害リスクを評価

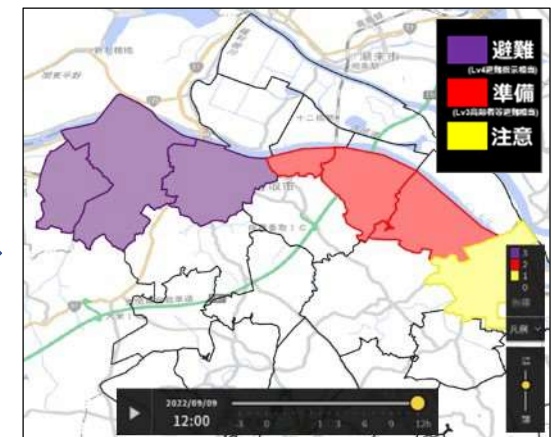


災害リスク

住民の避難行動開始の必要性を表示します



発令地区単位に集約



②ポータルサイトとしての活用

ポータルサイトとして降水量、河川水位、気象警報等の集約表示できます



降水量



河川水位



気象警報

発表履歴

9/5 14:45 大雨特別警報発表

9/5 13:55 大雨警報発表

9/5 12:28 大雨注意報発表

③発令地域ごとの災害リスク提供

(11) 市町村災害対応統合システムIDR4Mの概要 (1-D) 7/18

- ① 洪水ハザードは国土交通省の水害リスクライン及び浸水想定区域データを活用、6時間後までに予測される水位情報を基に、越水・破堤したことを想定した浸水範囲を提示します。
- ② H.W.L.(計画高水位)の超過を氾濫発生トリガーとして、時系列の浸水深を表示します。



洪水ハザードの計算方法

- ① 水害リスクラインから距離標ごとの水位を取得 (現在～6時間後の観測・計算水位)
- ② 距離標ごとに氾濫発生を判定 (水位がH.W.L.を超過するか)

水害リスクライン(参考)



②堤内地側の浸水リスクを提示
⇒水害リスクラインがLv3以上となった範囲を対象として、**堤防高を超過した場合にその時点から6時間後に想定される浸水範囲**を表示。

表示イメージ

2時間後の予測

4時間後の予測

Lv3範囲の増加に応じて、
浸水範囲も拡大して表示

6時間後の予測

Lv3、Lv4の範囲が連続するような場合、浸水範囲はよりLvが高いものを優先して表示

③浸水発生モード

想定破堤箇所(水位が堤防高超となり災害発生のおそれ)がある箇所に×印を付け、これをクリックすると「浸水発生モード」に移行

水位が堤防高超となり
災害発生のおそれ発生

×をクリックし、浸水発生モードに移行

破堤0時間後

画面移行

破堤12時間後

破堤12時間後までの
時系列浸水深が確認可能

最大浸水域

最大の浸水域についても
連続して確認可能

早期の避難判断を促すための情報として、12時間先までを提供



1. 導入流域を選定

- 河川事務所にご協力をお願いし、IDR4Mの導入対象とする流域を選定
- 河川事務所に対しては、IDR4Mのシステム説明をFRICSにて実施
- IDR4Mのシステムモニタリングをお願いする市町村を選定(1市町村を想定)

2. データの収集

- 浸水想定区域データの情報提供を依頼
- 水害リスクラインの使用許諾の覚書の取り交わし
- 都道府県にCLデータの提供を依頼

3. モニタリング市町村へのお願い

- モニタリング市町村に対しては、IDR4Mのシステム説明をFRICSにて実施
- 市町村に避難所・発令地域等のデータ提供を依頼

4. システム構築

- FRICSにて、収集したデータを基にIDR4Mを構築
- システム構築後、河川事務所・市町村に対して説明会を実施

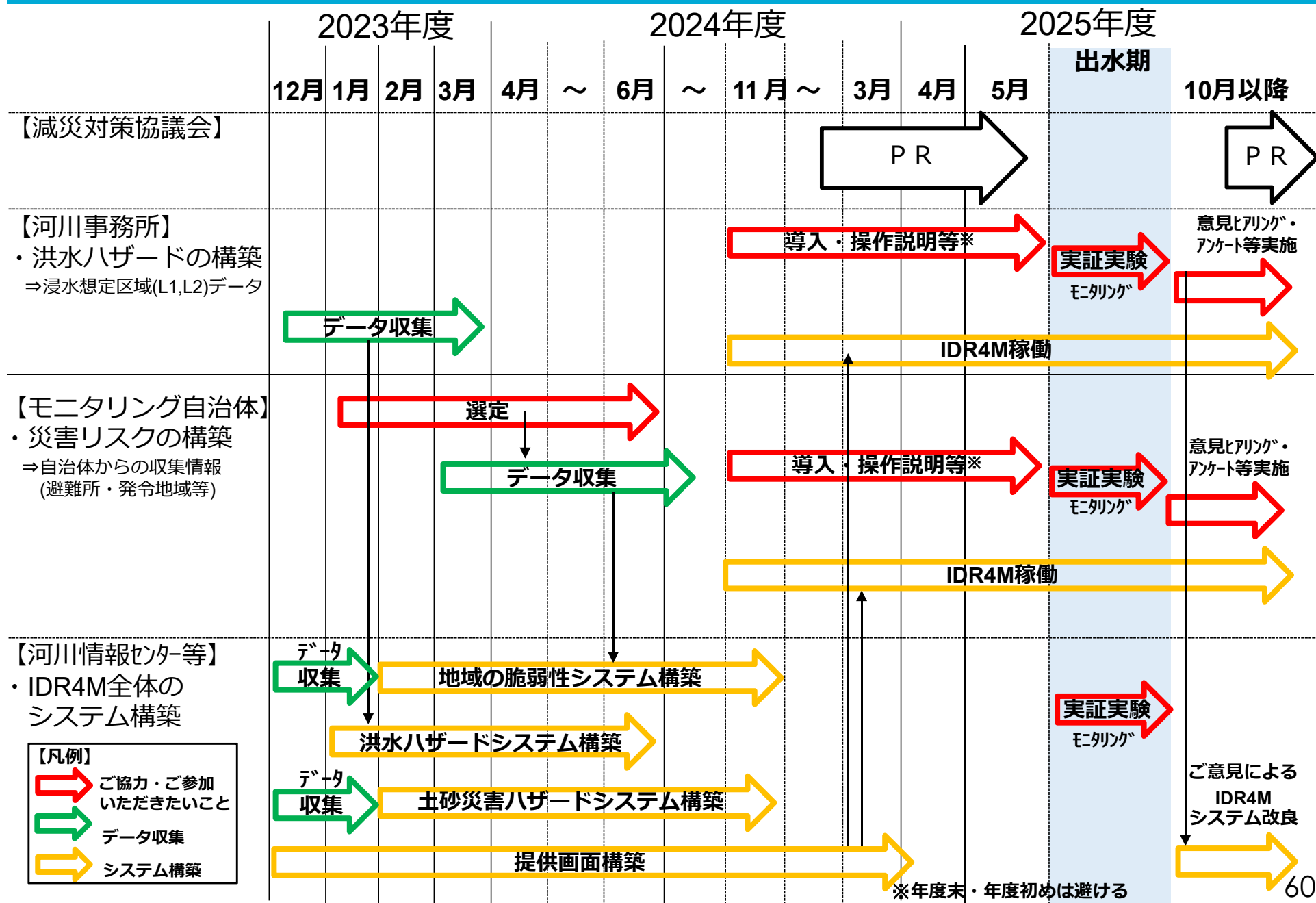
5. 減災対策協議会等での周知

- 減災対策協議会等で、IDR4Mの実証実験の実施を周知

6. 実証実験（実務訓練・実災害）

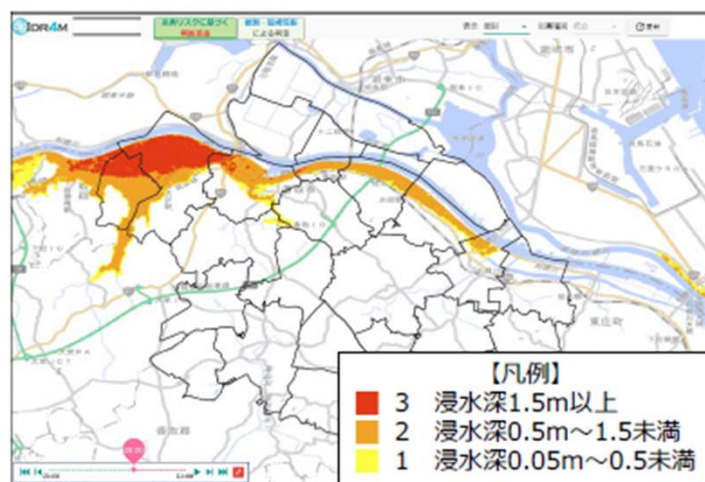
- 強い雨の予測時や水位上昇時等にIDR4M画面を確認
- 出水期を通じてシステムを閲覧していただき、課題・意見等をヒアリングまたはアンケートを実施
- 課題・意見はシステムに反映し、IDR4Mの改良を進める
- 河川管理者と市町村間のホットラインへの活用

(11) BRIDGEの進め方 (1-D) 10/18

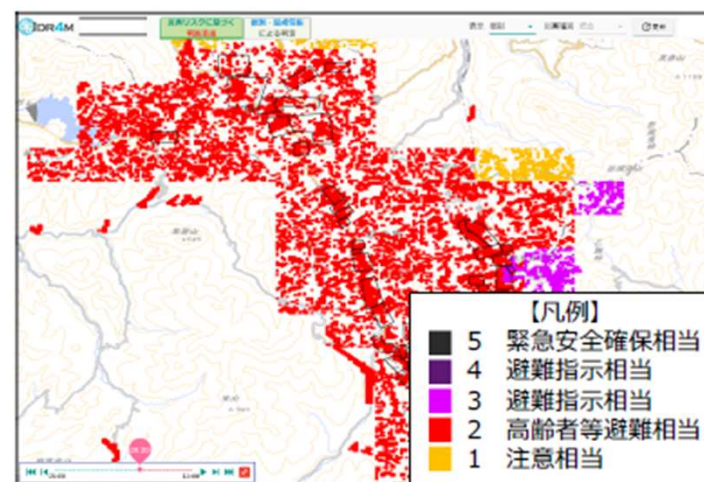


①強い雨の予測時や水位上昇時等にIDR4M画面を確認してください。

- ✓ 洪水・土砂災害ハザードともに、災害発生及び可能性について予測されると、IDR4Mの地図画面にハザードが表示されます。(下図イメージ参照)
- ✓ ハザードは50mメッシュ単位、現在時刻から洪水は6時間先、土砂災害は12時間先まで表示されます。
- ✓ 強い雨が予測された際の確認は、台風襲来や災害対策本部立ち上げ時などを想定しています。本部対応が変わる（水位の上昇、避難発令等）際に、IDR4Mの画面を確認して頂くイメージです。



洪水ハザード



土砂災害ハザード

②出水期を通じてシステムを閲覧して頂いたご意見をお聞かせ下さい。

- ✓ こんな機能があると役に立つ
- ✓ この機能の〇〇を改善すればもっと良くなる
- ✓ 〇〇の機能が分かりにくい・使いづらい 等々

⇒頂いたご意見を集約し、今後の機能向上・追加に活用させていただきます。

(出水期後にアンケート等をお願いする予定です。

ご協力をお願いいたします。)

- IDR4M構築には以下の情報を使用しており、各関係機関より収集させていただきます。
- データの収集にあたっては、所定のデータ提供依頼書、覚書を取り交わします。

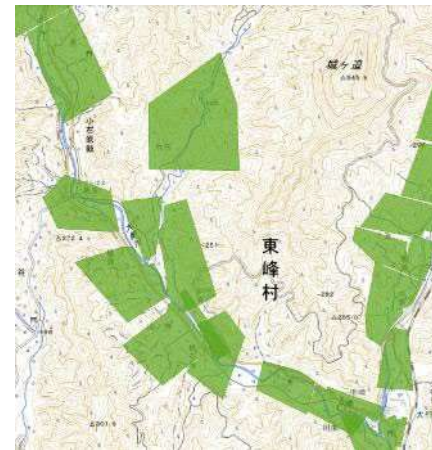
国 : 洪水ハザードの評価に必要な情報として、水害リスクライン、浸水想定区域データを提供いただきます。

都道府県 : 土砂災害ハザードの評価に必要な土砂災害警戒情報発表基準(CL)データを提供いただきます。

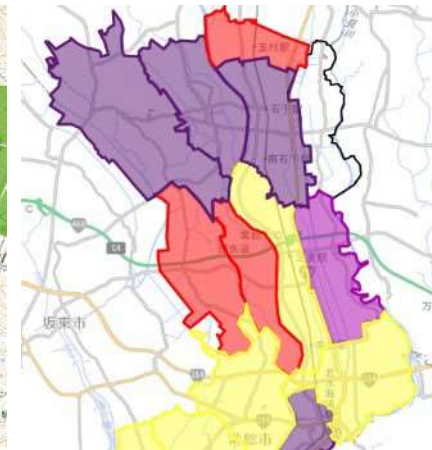
市町村 : 地域の脆弱性、災害リスク、判断支援、観測・警戒情報に基づく判定に必要となります、下表の項目の情報提供をお願いします。

項目名	内容
避難所情報	最新の避難所名称、位置（緯度経度）、種別
避難判断情報の発令基準	見直し中の発令基準も含む
発令地域の一覧（発令単位）	発令地域の名称および管理番号※1、その範囲が分かる情報※2 ※1 : ○○小学校区、△△町や□□組等と、ユニークな番号 ※2 : GISのポリゴンデータまたは手書きした紙地図など

発令単位の例



集落単位で発令
(手書き)



小学校区単位で発令
(GISデータ)

その他公表情報 : (一財) 河川情報センターにて以下を収集。

国土数値情報・・・土砂災害警戒区域等

e-Stat・・・国勢調査人口分布（人口、高齢者）

令和 年 月 日

●●河川国道事務所 様

研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム (BRIDGE)
IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト
研究責任者 (一財)河川情報センター 理事長 池内 幸司

データ提供依頼

IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクトにおいて全国展開を進める市町村災害対応統合システム (IDR4M) の構築に、貴機関において保有されているデータを利用させていただきたく存じます。

つきましては、下記データのご提供をお願い致します。

記

1. 提供希望データ

【対象河川】○○川流域

- 浸水想定区域データ式 (浸水想定区域図の最大包絡ではなく、距離標ごと、時系列の全データ)
- 距離標ごとの H.W.L.、堤防高 (現況・計画) 等の情報が分かる報告書等の資料

2. 使用目的

IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクトにおいて、IDR4Mの「洪水ハザード」情報を構築するため。

データの取扱いにおいては、本研究開発目的のみに使用し、データの保管においてはセキュリティに留意し厳重に管理を致します。

以上

事務局 (一財)河川情報センター
〒102-8474 東京都千代田区麹町 1-3
ニッセイ半蔵門ビル
危機管理業務部 岸本・山田・樋谷
TEL 03-3239-9447
Email n-kishimoto@river.or.jp
da-yamada@river.or.jp
y-tsuchiya@river.or.jp

水害リスクラインに係わるデータ利用について

国土交通省九州地方整備局 河川部 水災害予報センターと研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム (以下「BRIDGE」という) の市町村災害対応統合システム開発グループ (以下「開発グループ」という) における水害リスクラインに係わるデータ利用について、下記の内容を両者で確認する。

記

1. 目的

- ・開発グループでは、市町村長の避難判断等を支援する「避難判断・訓練支援等市町村災害対応統合システム (IDR4M)」の社会実装を推進することとしている。本研究開発期間は令和5年度から最長で令和7年度までである。
- ・IDR4Mでは、洪水ハザードを予測する際に、水害リスクラインの水位や洪水の危険度レベル等のデータをインプットデータのの一つとして利用することとしている。
- ・令和5年度においては、球磨川水系、六角川水系の水害リスクラインのデータを利用する。また、令和7年度中には洪水ハザードの提供範囲を全国に拡大することに伴い、地盤内の全水系の水害リスクラインデータを利用する。

2. データ取得方法

- ・開発グループは、全地盤の洪水予測結果を集約している水害リスクラインシステムのサーバに接続する方法によりデータ取得する。

3. データ利用条件

- ・取得した水害リスクラインのデータは、本研究開発の洪水ハザード予測の一つのインプットデータとして利用し、それ以外の目的には用いないこととする。
- ・データ利用は、開発グループの共同研究体の当事者限りとする。
- ・データ利用期間は、研究開発期間中とする。
- ・取得したデータおよび処理結果は、実証実験としてモニタリングをお願いする河川事務所・都道府県・市区町村に示すが、対外的に公表しないこととする。

4. その他

- ・上記に定めのない事項その他疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

令和5年 月 日

所在地

国土交通省●●地方整備局 河川部水災害予報センター長 ●●

東京都千代田区麹町 1-3 ニッセイ半蔵門ビル
市町村災害対応統合システム開発グループ
研究開発責任者 (一財)河川情報センター 理事長 池内 幸司

令和 年 月 日

●●県●●市
●●様

研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム (BRIDGE)
IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト
研究責任者 (一財)河川情報センター 理事長 池内 幸司

データ提供依頼

IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクトにおいて全国展開を進める市町村災害対応統合システム (IDR4MD) の構築に、貴機関において保有されているデータを利用させていただきたく存じます。

つきましては、下記データのご提供をお願い致します。

記

1. 提供希望データ

- 避難所情報 (最新の避難所名称、位置 (緯度経度) が分かるデータ。GISのshpデータ等、または所在地情報と避難所名称がセットになった一覧表)
- 避難判断情報の発令基準 (地域防災計画等に定める発令基準が分かる資料)
- 発令地域の一覧 (発令地域の名称、範囲が分かるデータ。GISのshpデータ等、または「小学校区に同じ」等の区分方法の情報、または手書き情報等)

2. 使用目的

IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクトにおいて、IDR4Mの「地域の脆弱性」指標を構築し、災害リスクとして提供するため。

データの取扱いにおいては、本研究開発目的のみに使用し、データの保管においてはセキュリティに留意し厳重に管理を致します。

以上

事務局 (一財)河川情報センター
〒102-8474 東京都千代田区麹町 1-3
ニッセイ半蔵門ビル
危機管理業務部 岸本・山田・樋谷
TEL 03-3239-9447
Email n-kishimoto@river.or.jp
da-yamada@river.or.jp
y-tsuchiya@river.or.jp

令和 年 月 日

●●県●●部
●●様

研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム (BRIDGE)
IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクト
研究責任者 (一財)河川情報センター 理事長 池内 幸司

データ提供依頼

IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクトにおいて全国展開を進める市町村災害対応統合システム (IDR4MD) の構築に、貴機関において保有されているデータを利用させていただきたく存じます。

つきましては、下記データのご提供をお願い致します。

記

1. 提供希望データ

- 土砂災害危険度 1km メッシュの判定に用いる CL 基準値のデータ。貴県が気象庁 (キキクル) に提供されている CL データと同じファイル形式のデータ提供をお願いします。
 - ・ 1km メッシュコード、時間雨量 1mm 毎 (CL-Y 値: 0mm~150mm) に対する土壌雨量指数値 (CL-X 値) の CSV (またはエクセル) ファイル形式。
 - ・ 土砂災害危険度判定対象外のメッシュの値は 999 が入力されている。

2. 使用目的

IDR4Mの全国展開の加速化プロジェクトの共同研究機関である応用地質株式会社において、本研究開発の実証実験モデル流域である●●川流域の土砂災害ハザードデータ算出に利用するため。

データの取扱いにおいては、本研究開発目的のみに使用し、データの保管においてはセキュリティに留意し厳重に管理を致します。

以上

事務局 (一財)河川情報センター
〒102-8474 東京都千代田区麹町 1-3
ニッセイ半蔵門ビル
危機管理業務部 岸本・山田・樋谷
TEL 03-3239-9447
Email n-kishimoto@river.or.jp
da-yamada@river.or.jp
y-tsuchiya@river.or.jp

23/7/10 九州北部の豪雨

緊急安全確保：7/10 AM 6:40発令

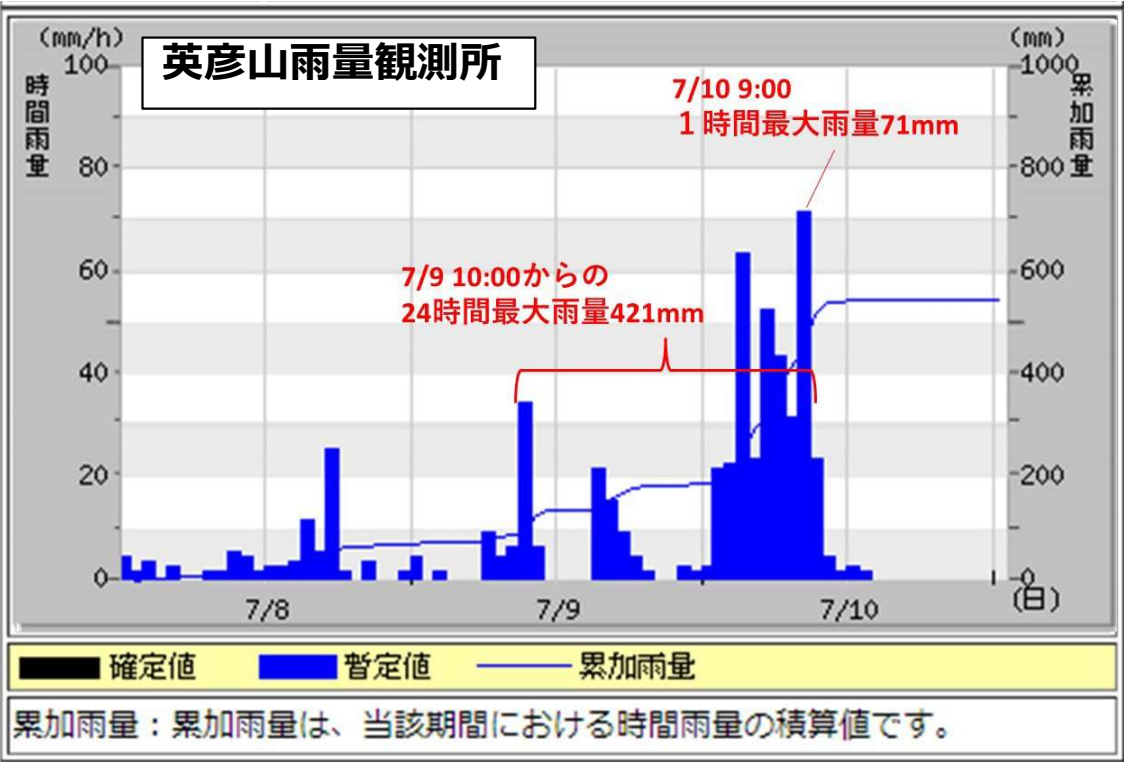
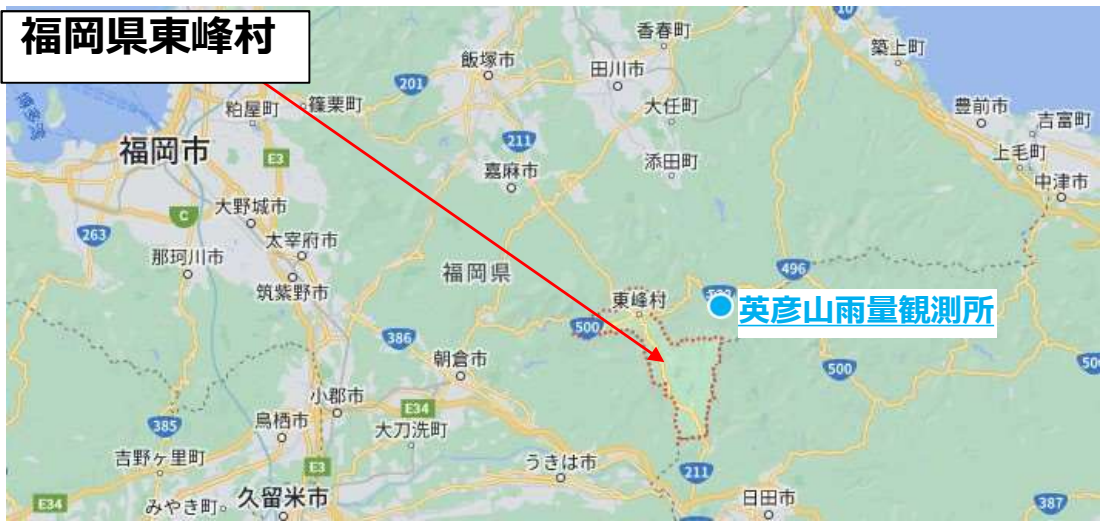
モデル自治体:福岡県東峰村



東峰村 バス専用道路の崩落



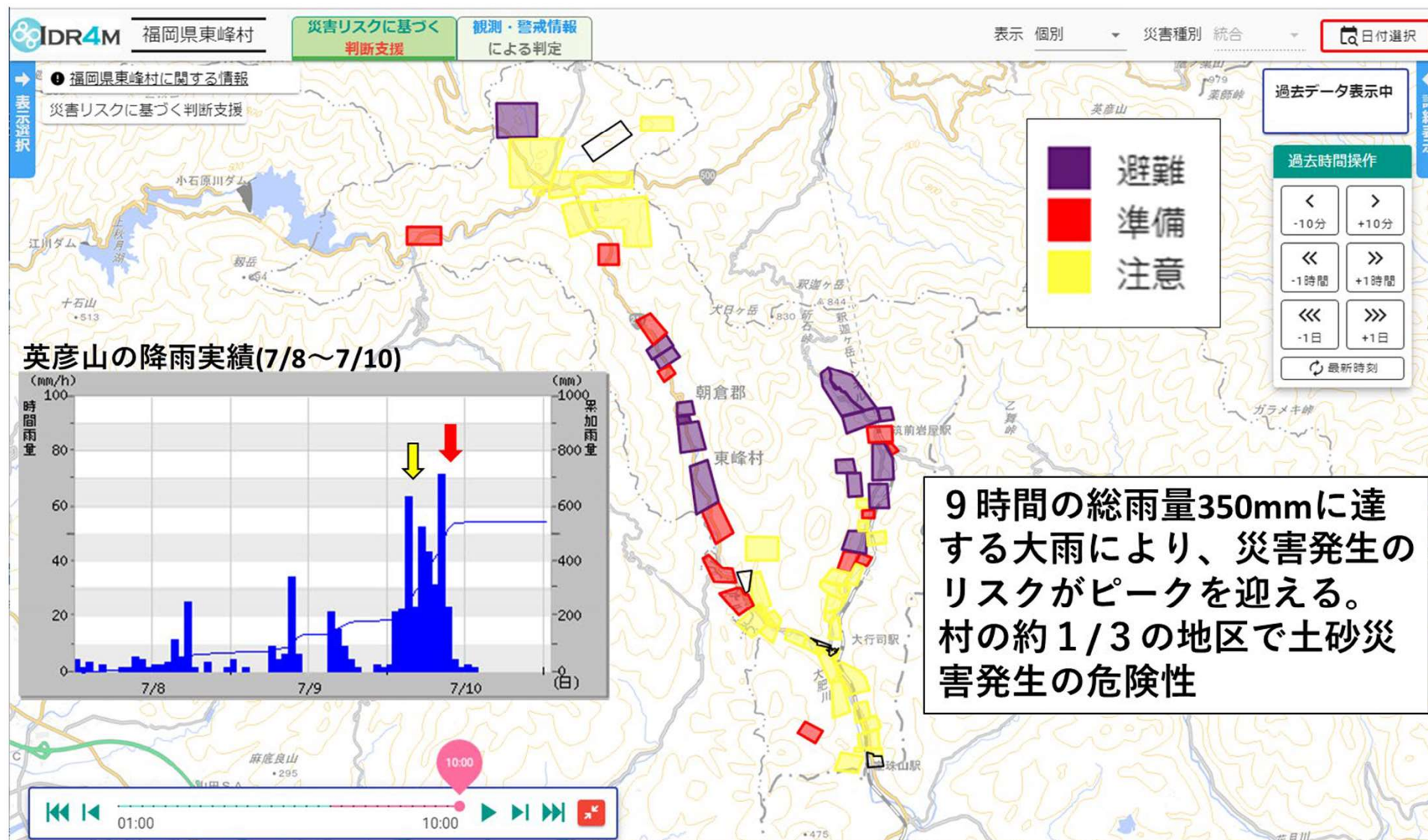
東峰村ライブカメラの映像(県道52号)



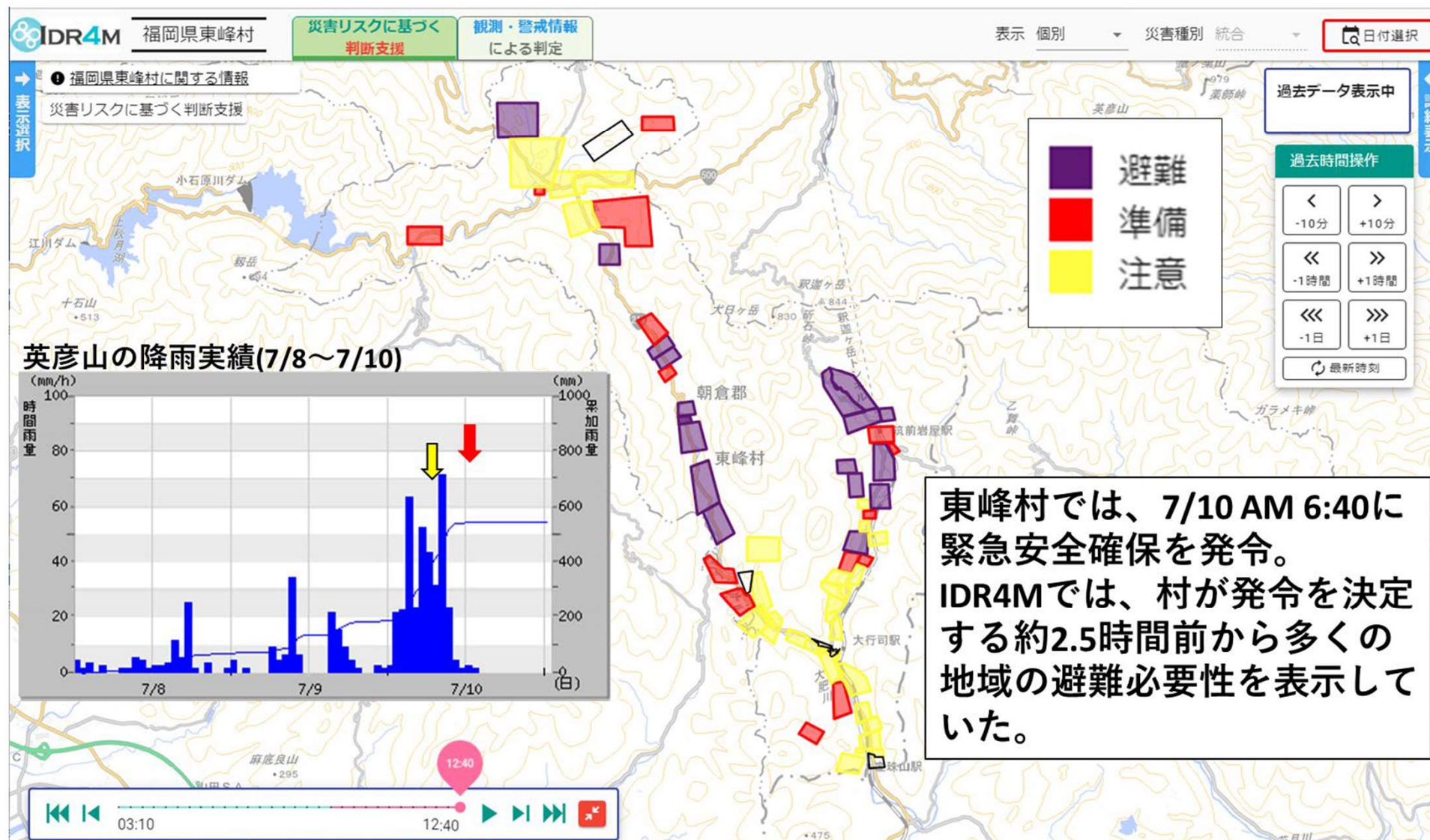
年月日	時刻	雨量(mm/
2023/7/9	15:00	0
2023/7/9	16:00	21
2023/7/9	17:00	15
2023/7/9	18:00	9
2023/7/9	19:00	4
2023/7/9	20:00	1
2023/7/9	21:00	0
2023/7/9	22:00	0
2023/7/9	23:00	2
2023/7/9	24:00	1
2023/7/10	01:00	2
2023/7/10	02:00	21
2023/7/10	03:00	22
2023/7/10	04:00	63
2023/7/10	05:00	23
2023/7/10	06:00	52
2023/7/10	07:00	43
2023/7/10	08:00	31
2023/7/10	09:00	71
2023/7/10	10:00	23
2023/7/10	11:00	4
2023/7/10	12:00	1
2023/7/10	13:00	2

20mm以上の降雨が9時間続き、その間の総雨量が約350mmに達した

7/10 04:00 6時間先(10:00)の予測

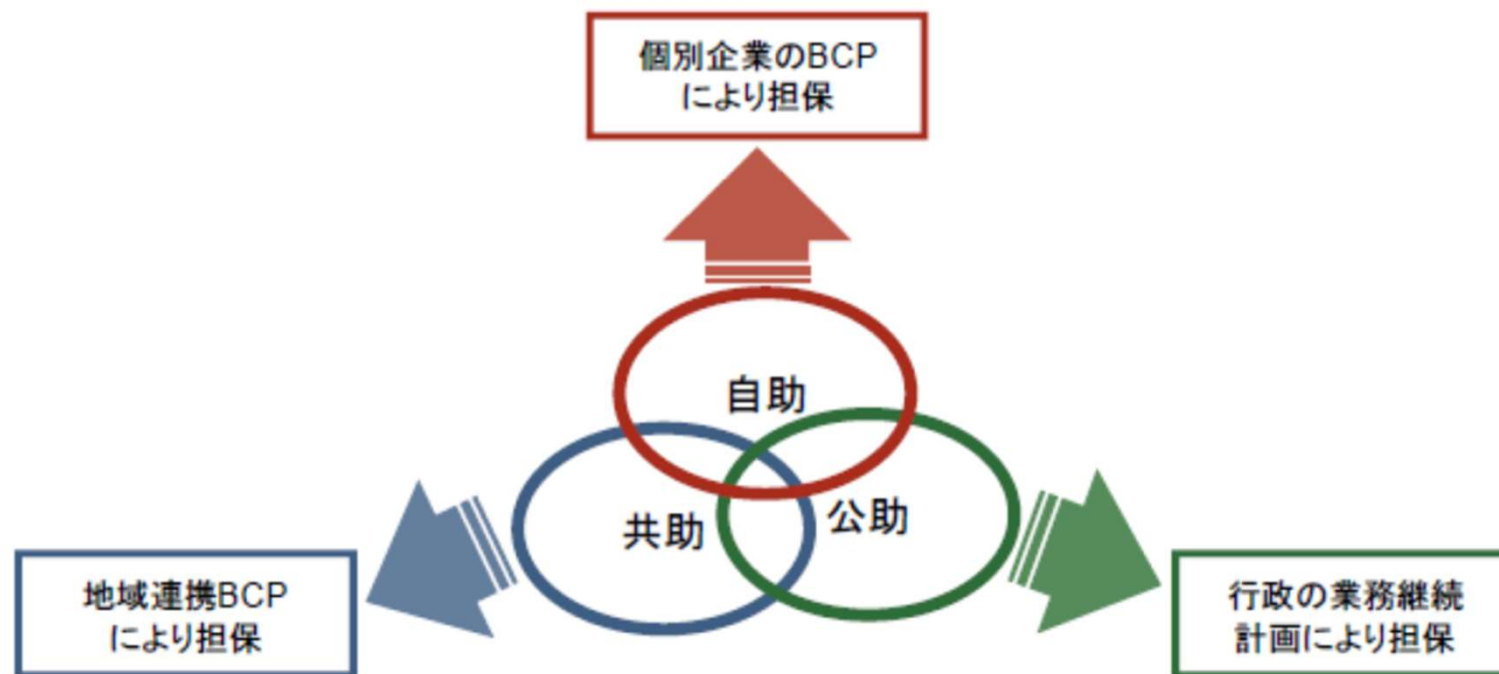


7/10 06:40 6時間先(12:40)の予測



「共助」を担保・強化する地域連携BCP

- 「大規模地震発生時などには、自助・共助・公助の連携が重要」と言われる。地域連携BCPとは、このうちの、地域としての「共助」を担保・強化する枠組みとなるもの。



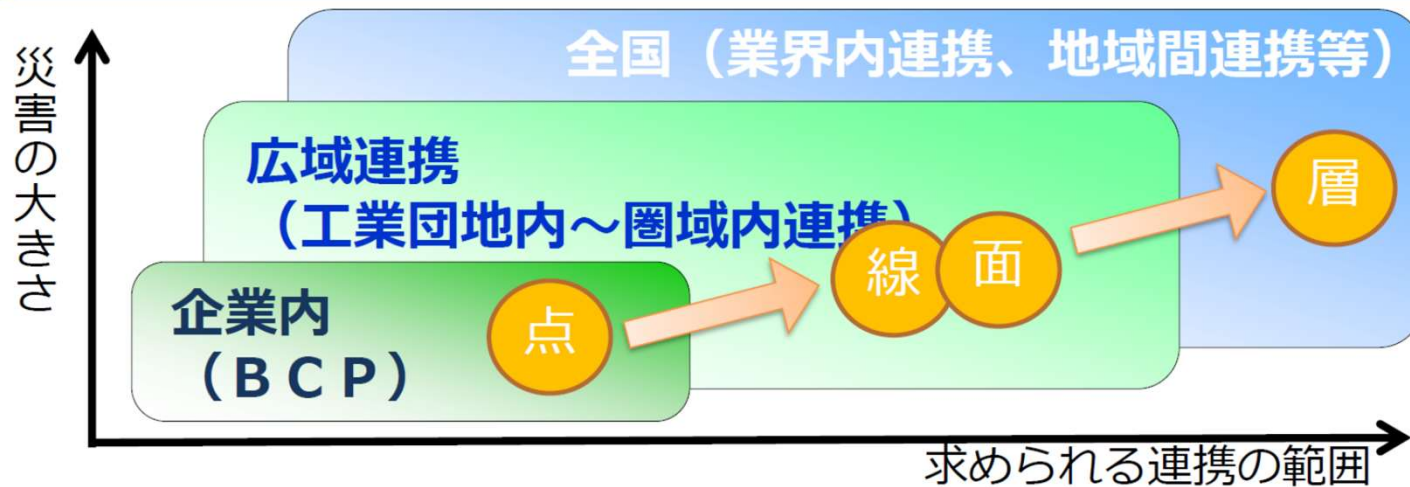
地域連携BCPとは

BCPとは

- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策を策定。

地域連携BCPとは

- 個社BCPの策定促進を図るとともに、企業が単独ではできない取組を地域等で連携
- 具体的には、企業間、行政・インフラ関係機関等との連携によって、個社BCPの限界を補完し、企業の事業継続力をより強化するもの



災害に強い産業の構築を目指す

3

経営資源に対する自然災害リスクと感染症リスク

経営資源		地震による影響（例）	水害による影響（例）	感染症による影響（例）
ヒト		- 従業員が自然災害の直接的・間接的影響で死傷する。 - スキルや決裁権限を有している社員が出社できない。 - 自宅が倒壊し、当面出社できない。		- 従業員が感染症で死亡する。 - スキルや決裁権限を有している社員が出社できない。
モノ	建物	- 建物が著しく損傷し、立ち入れない。このため、事業活動を継続できない。 - 復旧のために多額の費用を要する。 - 休業損害が生じる。		—
	設備	- 設備が損傷し、事業活動を継続できない。 - 損傷した設備と同じ型の設備の生産が終了しており、再調達できない。 - 復旧のために多額の費用を要する。 - 休業損害が生じる。		—
	ライフライン	- 電気、水、ガスなどの供給が停止し、事業活動を継続できない。 - ライフラインの途絶により、冷蔵保管品等を廃棄せざるを得なくなる。		—
	サプライヤー	- 物流が寸断することで、サプライヤーから原料等が調達されない。 - 自社は被災しなかったが、サプライヤーが被災し、原料等が調達されない。その結果、自社の業務が停止する。		サプライヤーの事業活動が停止し、原材料等の調達が出来なくなる。
カネ		- 事業活動が停止することで収入が途絶える。 - 人件費などの固定費の支払いが継続する。		- 事業活動が停止することで収入が途絶える。 - 人件費などの固定費の支払いが継続する。 - 社会的要請に応じて、業務を停止せざるをえず、収入を得られない。
情報		- サーバーの損壊によりデータが滅失し、受注状況などが把握できなくなる。 - ネットワークの途絶により、システムが利用できなくなることで、業務効率が著しく低下する。		—

なぜ地域連携 B C P が必要なのか

□ 東日本大震災の教訓

- 東日本大震災では、単独企業のBCPだけでは対応できない限界、言い換えれば、同地域企業、サプライチェーンの依存関係企業といった、他企業との連携の必要性を認識する機会となった。
- 特に同一の地域には、工業団地やコンビナートのように、同業種や、サプライチェーン依存関係のある企業が集合している場合が多いことから、緊急時における地域企業間の連携は、それら企業全体の防災力や事業継続力向上の基礎となる。

□ 地域の取引を守るための「地域連携 B C P」

- 東日本大震災及び熊本地震では、震災後、多くの業種、企業で、代替生産などに伴う取引関係の地域外流出が発生した。この中には、同地域には戻らなかった取引も数多く存在した。
- 大規模地震が発生した場合に同様の事態に陥らないようにするためには、個別企業の防災活動やBCP策定の取組みと合わせて、地域として防災力や事業継続力を高めることにより、有事においても外部に流出する取引を最小限に留め、かつ取引先の信頼を向上させることにより、確実に取引関係が回復する仕組みを築くことが必要である。
- その手始めとして、地域一体となった企業同士の防災力・減災力向上のための計画、「地域連携BCP」が重要となる。

地域連携BCPのメリット

1. 類似対策の集約による効率化、モノ・情報の共有、情報の共同発信
 - 企業の事業継続では個社のBCP（自助）が基本となるが、個社のBCPでそれぞれが実施している作業のうちの共通的な部分について、地域内で連携することにより、効率化を図ることができる。
 - 例として、当該地域における大規模地震の被害想定に関する情報は、地域共通に活用できる。
 - また、非常用物資や資機材、情報通信機器の確保など、それなりの投資が必要となるために個社のBCPでは対応が困難な対策も、企業が連携し、共有化を図ることで、個社の投資額を抑えることができる。
 - 緊急時において、地域企業連携のための地域共同の対策本部を設置することや、地域共通の避難場所を事前に設定すること、地域としての情報を対外的に共同で発信することも、このメリットに相当する。

地域連携BCPのメリット

2. 集団による交渉力の強化

- 大規模地震発生時などには、設備メンテナンスや物流などの事業者との連携が早期復旧の鍵となるが、緊急時にはこれら事業者は「供給不足」となり、企業単体としての交渉では、自社に対して優先的な対応を期待することが難しくなる。そこで、地域連合として集団で交渉することにより、交渉力が強化される。
- 相手側からすれば、地域内企業の窓口が一本化されることで、個社毎の調整が不要となるため、結果的に地域としての優先順位が高まることや、スケールメリットによるコスト効果が期待できる。
- 自治体や行政との交渉においても、インフラ関連整備など、地域としての要望をまとめて伝えることで、迅速な反応が期待できる。

地域内交流の場を設置する

- 災害時における連携を実現するために、地域連携において不可欠となる企業間交流の基盤を構築して、地域としての連帯感の醸成を図る。
- 日ごろから地域内企業同士での交流の場、情報連携等の仕組みがあり、機能していれば、大規模地震など発生時においても、企業が即座に連携しやすくなる。
- そのため、「緊急時のみを対象とした地域連携」ではなく、平常時からの地域内企業の交流を主眼とすることが望ましい。
- 立上げ時には、地域内のキーパーソンの発起により取組みを開始させると、円滑に進められる場合がある。

【取組事例】

➤ 明海地区事業継続計画（BCP）の構築に向けて

愛知県三河港明海地区の臨海工業拠点地区では、国内外の産業とサプライチェーンで結ばれた100社超の事業所が集積し、豊橋市の重要な産業拠点となっていることから、東海・東南海連動型地震に際して事業継続が可能となるように、明海地区防災連絡協議会を形成し、立地企業の総意としての「明海地区BCP構築」を目指し、連携の取組を進めている。

産業の事業継続力向上プラン

- 産業の事業継続力向上プランは、中部版地方強靱化BCPに資するために、個社、サプライチェーン、自治体、工業団地等の地域ブロックの各主体でBCPを策定するにあたり、必要となるポイント等を整理したもの。

BCP	概要
個社BCP	中小企業における個社BCPの策定率が伸び悩んでいることを受け、平時のメリット（生産性向上、経営改善等）も併せて追求するという切り口でのBCP策定促進策の有効性やあり方を整理。
サプライチェーンBCP	取引先間での連携のあり方や、サプライチェーンリスク管理システムの運用、有事の際の被害状況報告等のルールなどに関するポイントを整理。
自治体BCP	過去の災害における、立地企業の速やかな事業復旧支援の事例を参考に、自治体BCPに、自治体の取組において考慮すべき産業集積を維持（拡大）することを目的としたポイントを整理。
地域連携BCP	各企業集積地において、個社間、サプライチェーン間、自治体やインフラ事業者と企業集積地間（地域連携体）において連携すべき事項を整理。

“災害に強いものづくり中部”の構築に向けた取組

各地域における事業継続力の強化に向けて、地域連携BCPの取り組みの横展開及び継続的な取り組みへのフォローアップを実施

- 松阪中核工業団地（松阪市）において、官民連携ワークショップを開催。
- 可児工業団地（可児市）において、地域内のリソース調整・マッチング機能の整備に向けた自治体及び復旧関連事業者との協議を実施。
- 明海工業団地（豊橋市）に現状の取組をヒアリングし、次のステップへ向けた取り組みを検討。

取り組み事例 1 (可児工業団地)

平成28年度以来の継続した取り組みにより、継続的な改善活動ステージまで到達。令和3年度には、これまでの取り組みを振り返り、災害時における地域産業の早期再開に向けた地域内のリソース調整・マッチング機能の整備を再確認。
(内閣官房国土強靱化推進室予算活用)

- 可児工業団地では平成28年度から、継続的にセミナー、BCPの策定支援、演習等を実施。
- 令和元年度以降は、可児市及び可児工業団地にて引き続き関係性を構築。具体的施策として以下の取り組みを行っている。
 - ① 共通タイムライン
 - ② 必要な資源リスト
 - ③ 課題管理表
- 可児市と協同組合岐阜県可児工業団地管理センターとの間で「災害時における情報の提供に関する協定書」を締結。

取り組み事例 2 (明海工業団地)

過年度に官民連携BCPを推進した明海工業団地においては、継続的なマネジメント活動が実現できているかについての実態調査及び要因分析を実施予定。

(内閣官房国土強靱化推進室予算活用)

<これまでの取り組み>

- 平成28年度、29年度において、官民連携に向けた地域連携の課題と対応策の検討・抽出を実施済。
- 令和3年5月、コロナ禍でリアルでの打合せができないため、Webでのミーティングを実施。
- 今年度は「明海地区における地域連携による防災及びBCPガイドライン（仮称）」素案の策定に向け、団地内の中心的企業がリーダーシップを取って推進中

取り組み事例 3 (松阪中核工業団地)

団地内の現状（リスク、課題等）を認識することで、平時及び災害時において団地内企業が団地内外の組織と連携する必要性・メリットについて自分事として再認識する。

(内閣官房国土強靱化推進室予算活用)

＜これまでの取り組み＞

- 令和3年5月～12月、コロナ禍でリアルでの打合せができないため、Webでのミーティングを複数回実施し、今年度の進め方やワークショップの実施内容について検討。
- 7月～8月にかけて、松阪市役所による団地内企業ヒアリングを実施。各社の取り組み状況を把握。
- 団地内および松阪氏との連絡体制・情報連携について具体化するため、官民連携ワークショップを開催。

ワークショップの実施内容 (松阪中核工業団地)

■ 官民連携ワークショップ

テーマ1 団地内の被害状況を 迅速に把握する (官民連携) ★対象 団地内企業・松阪市	被害想定を踏まえ、団地内の被害状況を迅速に把握するために、各企業と松阪市で検討する。 ・各企業が、報告する内容及び手段の検討、課題の抽出 ・松阪市が企業から入手する情報及び手段の検討、課題の抽出
テーマ2 団地内の産業の早期 復旧を行う (官民連携) ★対象 団地内企業、松阪市	被害想定を踏まえ、団地内の産業の早期復旧を行うために、各企業と松阪市で検討する。 ・各企業が、松阪市から入手したい情報及び手段の検討、課題の抽出 ・松阪市が企業へ提供できる情報及び手段の検討、課題の抽出